

# フランス会社法 (8)

—第 178 条～第 194 条—

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理	中村真澄	福井 守
奥島孝康	井上治行	荒木正孝

## 第5節 資本の変動

### SECTION V

### MODIFICATIONS DU CAPITAL SOCIAL

#### 第1目 資本の増加

#### § 1<sup>er</sup>. — AUGMENTATION DU CAPITAL.

##### 〔前 註〕

フランスにおいては、従来、株式会社の資本増加に関する体系的な法制度がなく、これに適用される諸規定は、1867年7月24日の旧会社法、株主の新株引受権を創設した1935年8月8日の命令 (décret-loi)、1943年3月4日の改正株式会社法などに散在していたのであるが、新会社法は、過去の立法、判例ならびに会社実務の長所をとって整理し、これに新たな工夫を加え、資本の増加に関する総合的な法制度を集大成した点で、これを高く評価することができよう。

比較法的にみた場合、フランス法における株式会社の資本増加に関する法制度の第1の特色は、手続面において、昭和25年の改正前のわが商法と同じく、資本の額が定款の絶対的記載事項とされているため、資本の増加の場合についても、資本の減少の場合についてと同様、定款変更に関する厳格な手続に服しなければならないものとされている点である。すなわち、資本の増加は、特別総会の決議によってこれを行なうことを要する。もっとも、例外的に、特別総会が資本増加の骨子（増加すべき資本の額、発行すべき新株の数、発行価額など）のみを定め、その実施を取締役会または董事会に授權することができるが、その実態は、わが商法やアメリカ法にみられるような、取締役会の自由裁量の幅の広い授權資本制度とは性質を異にするものようである。

その第2の特色は、実質面において、金銭出資株式の発行による資本の増加の場

## 資本の増加

合にかぎってはあつたが、株主の新株引受権が法定されている点である。もっとも、例外として、特別総会の決議をもって、株主の新株引受権を排除する途が開かれているが、その手続や範囲（第三者にとくに有利な発行価額をもって新株発行をする場合だけでなく、金銭出資株式の発行のすべてがこの手続の対象となる）はわが商法よりはるかにきびしく、株主の権利保護という面では、きわめてすぐれた立法であるといえよう。すなわち、株主は、自己の有する株式の券面総額（フランス会社法は無額面株式の制度を採用しておらず、また、最低券面額の整数倍であれば、券面額を異にする株式を発行しうる）に比例して、「削減不能の新株引受権」を行使することができるし、それに加えて第2次的に、他の株主が引受を放棄した新株について「削減可能の新株引受権」を行使する機会を与えられているからである。しかも、この新株引受権の行使を妨げた場合については、社長、取締役などの会社役員に対し、体刑をとまなきびしい制裁を課すことによって、株主の保護をはかっている。このような立法政策は、株主の新株引受権の重要性に対する社会的関心の高さを示すものといえよう。

その第3の特色は、わが国には存在しない交換社債という特有の制度が設けられている点であるが、その内容の詳細については、条文解説の項に譲る。

### 《参考文献》

① フランス会社法(1) (早稲田法学47巻3号) 第2頁の ABREVIATIONS ET MODE DE CITATION の欄に掲げた文献に下記の2冊を追加する。

・ Barthélémy Mercadal et Philippe Janin …… Mémento Pratique des sociétés commerciales de Francis Lefebvre, 1973.

・ R. et J. Lefebvre …… La réforme des sociétés commerciales en tableaux pratiques, 1966.

② とくに新株引受権に関しては下記の文献を利用した。

・ C. Houpin et H. Bosvieux, Traité général théorique et pratique des sociétés civiles et commerciales et associations, 6<sup>e</sup> éd., tome 2, 1929.

・ A. Charron, De l'exercice du droit de souscription à titre irréductible et

à titre réductible créé par décret-loi du 8 août 1935, Journal des sociétés, 1939.

・ H. **Bosvieux**, Du droit de souscription préférentiel, des actionnaires en cas d'augmentation de capital, Journal des sociétés, 1936.

・ J. **Landeroin**, Les augmentations de capital dans les sociétés anonymes, 1947.

・ Roger **Gourbeix**, La pratique des augmentations de capital en numéraire, 1963.

#### 法第 178 条 [資本増加の態様]

①資本の増加は，新株の発行により，または既発行株式の券面額の引上げによって行なわれる。

②新株は，金銭，金額が確定しかつ引受当時弁済期にある債権との相殺，準備金，利益または発行超過額の資本組入れ，現物出資，社債の転換のいずれかの方法により払込済となる。

③株式の券面額の引上げによる資本の増加は，それが準備金，利益または発行超過額の資本組入れによって行なわれる場合を除き，株主の全員一致の同意があるときにかぎり，これを決定することができる。

Loi Art. 178. — Le capital social est augmenté, soit par émission d'actions nouvelles, soit par majoration du montant nominal des actions existantes.

Les actions nouvelles sont libérées, soit en numéraire, soit par compensation avec des créances liquides et exigibles sur la société, soit par incorporation de réserves, bénéfiques ou primes d'émission, soit par apport en nature, soit par conversion d'obligations.

L'augmentation du capital par majoration du montant nominal des actions n'est décidée qu'avec le consentement unanime des

## 資本の増加

actionnaires, à moins qu'elle ne soit réalisée par incorporation de réserves, bénéfiques ou primes d'émission.

### 〔解説〕

1. 新株の発行による資本の増加 資本の増加は、新株の発行または既発行株式の券面額の引上げのいずれかの方法により行なわれる（法178条1項）。新株の払込の方法には、つぎの4つの形態がある（法178条2項）。その第1は、新たな金銭出資または現物出資による方法であるが、前者の場合には、金銭により、または株式引受人が会社に対して有するところの金額が確定しかつ引受当時弁済期にある債権との相殺により払込まなければならない。その第2は、既に会社内部に留保されている準備金、利益または発行超過額の資本組入れによる方法である。その第3は、金銭による払込と準備金等の資本組入れによる方法との併用、いわゆる抱合せ増資である。その第4は、社債の転換による方法である。

この「社債の転換」の中には、転換社債のみならず、普通社債の転換も含まれるものと解すべきであろうか。社債権者総会が、普通社債を株式に転換する権限を有しないことは明らかであるが、各社債権者の個別的な同意があるときは、つぎのいずれかの方法により、会社は特別総会の決議をもって、普通社債の転換（広義）による資本の増加を行なうことができる。その1つは、社債に相当する金額の債権をもってする相殺によって払込まれる金銭出資による方法であり、この場合には、法第186条に定める株主の新株引受権の排除の手續を経なければならない。他の1つは、債権の現物出資による方法であり、この場合には、法第193条に定める出資検査役による評価の手續にしたがうことを要する（Mercadal et Janin, p. 606）。

2. 発起人持分の転換による資本の増加 法第178条第2項は、発起人持分（受益者持分）の株式への転換についてなんら規定していない。しかし、法第264条によって、1967年4月1日以降、新たな発起人持分の発行が禁止されたとはいえ、既発行の発起人持分は依然として有効であり、その株式への転換は、1929年1月23日の発起人持分に関する法律第8条および第8条ノ3（いずれも1966年7月24日法律66—538号により改正されている）の規定にしたがい、これを行なうことができ

る。

発行後20年未満の発起人持分については、会社はつぎの手續により、これを株式に轉換することができる。発行後2年を経過した発起人持分は、増加すべき資本の額に相当する金額の準備金を資本に組入れることにより、これを株式に轉換することができる。この轉換は、轉換の基礎について表示する会計監査役の報告書にもとづき審議する特別（株主）総会の決議により、これを行なうことができる（1929年法8条新規定1項2項）。ただし、これに関する発起人持分所持人総会（*assemblées générales des propriétaires de parts*）決議をもってする同意があることを要する（1929年法7条）。発起人持分に対して発行された株式は、ただちにこれを譲渡することができる（1929年法8条新規定3項）。

発行後20年を経過した発起人持分については、会社は、発起人持分所持人総会に諮ることなく、特別（株主）総会の決議のみによって、これを株式に轉換し、または買戻すことができる。その旨の決議がなされたときは、ただちに発起人持分に属する権利は消滅し、旧所持人は、轉換によって与えられた株式（または買戻価額にあたる債権）の権利者となる。轉換価額または買戻価額は、鑑定の方法によってこれを決定する（1929年法8条の3新規定）。なお、株式への轉換の方法は、必要な資本の増加額に相当する準備金が存する場合にかぎり、これをとることができることはいうまでもない（*Mercadal et Janin, p. 837 et s.*）。鑑定手續の詳細については、発起人持分に関する1929年1月23日の法律第8条の3の適用に関する1967年6月6日命令第67—452号第1条以下参照。

**3. 券面額の引上げによる資本の増加** 既発行株式の券面額の引上げによる資本の増加は、多くの場合、資本増加額に相当する準備金、利益、または発行超過額の資本組入れによって行なわれる。この場合には、通常総会につき定められている定足数ならびに多数の条件にしたがって行なわれる株主総会の決議をもって足りる。これと異なり、券面額の引上げによる資本の増加を、すべての株主から新たな出資を徴して行なうことは、株主の義務を加重することになるので、株主の全員一致の同意がある場合にかぎり、これを行なうことができる（法178条3項）。

## 資本の増加

### 法第 179 条〔新株の発行価額〕

新株は、その券面額をもって、またはこの額に発行超過額を加えて発行される。

Loi Art. 179.— Les actions nouvelles sont émises, soit à leur montant nominal, soit à ce montant majoré d'une prime d'émission.

#### 〔解説〕

1. **新株の発行価額と払込額** 法第 179 条は、新株の発行価額は券面額またはこれに発行超過額（プレミアム）を加えたものでなければならない旨を規定する。すなわち、設立の場合であると、新株発行の場合であるとを問わず、株式の券面額未満の発行は禁止されている（その詳細については法75条の解説 [p. 375] 参照）。

もっとも、本条は新株の発行価額について規定しているだけであり、フランス会社法は分割払込主義を採用している関係上、新株発行の際における株主の払込金額は発行価額全額である必要はなく、券面額の 4 分の 1 以上、もしあるときはこれに発行超過額を加えた額で足りるものとされている（法191条1項）。

2. **発行超過額の意義および目的** 発行超過額とは、一般に、金銭出資株式の発行の場合における券面額と発行価額との差額をいうが、現物出資株式の発行の場合にも、発行超過額を設定することができる。後者の場合は、これをとくに現物出資超過額（prime d'apport）とよび、また、資本の増加が合併によるものであるときは、これを合併超過額（prime de fusion）とよび、金銭出資株式発行の場合の発行超過額と区別する場合がある（Mercadal et Janin, p. 572）。

発行超過額は、会社に準備金（内部留保）や貸借対照表上表示されていない資産評価益が存する場合において、旧株の株主の権利と新株の株主の権利とを平等化する目的で設定される。たとえば、券面額 100 フランの株式 2 万株を発行している資本の額 200 万フランの株式会社が 100 万フランの準備金を有するものとすれば、株式 1 株の理論価額は 150 フランとなる。その結果、旧株の株主が損害を被らない

ためには、資本の増加の場合において新株引受人が各株式につき払込むべき金額は、150 フランとしなければならないことになる。このように、発行超過額は、旧株の株主と新株の株主の利益を調整するためのものであるから、たとえば、現物出資や株主の新株引受権を排除して行なわれる金銭出資のように、旧株主の全部を参加させて行なう資本増加以外の場合に、とくにそれを設定する意義が認められる。

これに対し、株主が新株引受権を有する場合には、たとえ新株が券面額で発行されても、旧株の株主は、旧株について被った損失を新株の引受によって回復することができるし、かりに新株を引受けなかったときでも、新株引受権の譲渡によってその損失を補填する途が開かれているので、発行超過額を設定する必要性は乏しいといえよう。もっとも、このような場合においても、会社の利用しうる資金量の増加をはかるために、発行超過額を設ける例が少なくないが、これは、新旧株主間の利益の衡平をはかることを目的とするものではないから、発行超過額は、新株の理論価額未満で自由にこれを定めることができる。なお、この場合は、新株引受権の時価が、設定された発行超過額に応じて減少することはいうまでもない。

**3. 発行超過額の使用** 発行超過額は、これを資本増加に関する費用に充当することができる（法343条2項）。上記の場合を除き、発行超過額の使用（株主への分配、資本組入など）は、定款の定めるところにしたがい、または株主総会の決議にもとづいて、これを行なわなければならない。ただし、株主総会決議をもってしても、発行超過額を株主以外の者（取締役や発起人持分所持人）に分配することは許されない。けだし、発行超過額は、株主の出捐にもとづくものであり、株主に帰属すべきものだからである（Mercadal et Janin, p. 573）。

### 法第 180 条〔資本増加の手続および実施〕

①資本増加の決議は、取締役会または董事会の報告書にもとづき、特別総会にかぎりこれを行なうことができる。

②資本の増加が、準備金、利益または発行超過額の資本組入れにより行なわれるときは、総会は、第 153 条の規定にかかわらず、第 155 条に



## 資本の増加

定める定足数および多数の条件にしたがって決議することができる。

③総会は、取締役会または董事会に対し、1回または数回にわたり、資本の増加を実施し、その態様を定め、その実施を確認し、およびこれに関連する定款の変更を行なうために必要な権限を授権することができる。

④取締役会または董事会に対し、資本増加を決定する権限を与える旨の定款の規定は、すべて記載のないものとみなされる。

Loi Art. 180.— L'assemblée générale extraordinaire est seule compétente pour décider, sur le rapport du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, une augmentation du capital.

Si l'augmentation du capital est réalisé par incorporation de réserves, bénéfiques ou primes d'émission, l'assemblée générale statue, par dérogation aux dispositions de l'article 153, aux conditions de quorum et de majorité prévues à l'article 155.

L'assemblée générale peut déléguer au conseil d'administration ou au directoire, selon le cas, les pouvoirs nécessaires à l'effet de réaliser l'augmentation du capital en une ou plusieurs fois, d'en fixer les modalités, d'en constater la réalisation et de procéder à la modification corrélative des statuts.

Est réputée non écrite, toute clause statutaire conférant au conseil d'administration ou au directoire, selon le cas, le pouvoir de décider l'augmentation du capital.

### 令第154条〔会社法第180条第1項の報告書記載事項〕

取締役会または董事会は、資本増加の提案理由、ならびに当該営業年度の期首からの業務状況、計算書類の確定のために招集される通常総会が開催されていないときは前営業年度の業務状況について、必要な事項を、会社法第180条第1項

に定める報告書に記載しなければならない。

Déc. Art. 154. — Le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, donne, dans le rapport prévu à l'article 180, alinéa 1<sup>er</sup>, de la loi sur les sociétés commerciales, toutes indications utiles sur les motifs de l'augmentation du capital proposée ainsi que sur la marche des affaires sociales depuis le début de l'exercice en cours et, si l'assemblée générale ordinaire appelée à statuer sur les comptes n'a pas encore été tenue, pendant l'exercice précédent.

〔解 説〕

1. 資本増加の決定権限 新会社法も、1943年3月4日の法律第7条の立場を踏襲し、資本増加（定款変更の一場合に当たる）の決定を特別総会の専属的権限に属するものとした（法180条1項）。この権限を取締役会または董事会に与える旨の定款の規定は、すべて記載なきものとみなされる（同4項）。ただし、特別総会が資本増加の基本的事項を決定したうえ、その実施に関する権限を取締役会または董事会に授権することはさしつかえない（同3項）。

2. 特別総会決議の手續 (1) 特別総会に提出すべき報告書 資本の増加を定める特別総会決議は、以下の報告書にもとづいてこれを行なうことを要する。取締役会または董事会は、資本の増加を決議する特別総会に対し、つぎの事項を記載した報告書を提出しなければならない（法180条1項、令154条）。この報告書には、資本増加の提案理由、ならびに当該営業年度の期首からの業務状況、もし前営業年度の計算書類を確定するための通常総会が資本の増加を決議する特別総会の会日までに開催されていないときは、前営業年度の業務状況についても記載することを要する。

さらに、つぎの場合には、会計監査役の特例報告書の提出が義務づけられている。その第1は、株主の新株引受権の排除が資本増加を決議する特別総会において、またはこれと会日を異にして開催される特別総会によって決議される場合であり、その第2は、合併、分割または合併分割の方法により、他の会社の財産の全部また

## 資本の増加

は一部を会社が承継する場合である。

このほか、資本の増加が現物出資によって行なわれ、または資本の増加に際し特別利益の付与（例、優先株の発行）が行なわれる場合については、出資検査役の報告書が提出されなければならない（Mercadal et Janin, p. 569）。

(2) 定足数および多数 資本の増加が金銭出資または現物出資に対する新株発行によって行なわれる場合には、特別総会につき定められている定足数（第1回の招集にもとづくものについては議決権のある株式の2分の1以上を有する株主または代理人の出席、第2回の招集にもとづくものについては同じく4分の1以上を有する株主または代理人の出席）および多数（表示された議決権の3分の2以上）の条件をみたすことを要する（法180条1項、153条2項3項）。ただし、払込を徴して行なう既発行株式の券面額の引上げによる資本の増加については、株主の全員一致の同意があることを要する（法178条3項）。

これに対し、準備金、利益または発行超過額の資本組入れによって資本の増加を行なう場合については、上記の例外として要件が緩和され、通常総会につき定められている定足数（第1回の招集にもとづくものについては議決権のある株式の4分の1以上を有する株主または代理人の出席、第2回の招集にもとづくものについては不要）および多数（表示された議決権の過半数）をみたせば足りるものとされている（法180条2項、155条2項3項）。資本の増加が新株発行の方法による場合であると、既発行株式の券面額の引上げの方法による場合であるとを問わない。この規定の趣旨が、準備金等の資本組入れを促進することにあることはいうまでもない。

**3. 取締役会等への実施権限の授権** 資本の増加について決議する特別総会は、増加すべき資本の額、発行すべき新株の数、発行価額などの主要な事項についてのみ決定し、資本増加に関するその他の事項（株式申込期間の始期および終期、株式払込金の保管者、引受および払込の申告書を受理する公証人など）の決定を取締役会または董事会に委ねることができる。

さらに、特別総会は、取締役会または董事会に対し、特別総会の定める最高限度内において資本の増加をなす広汎な権限を、授権することができる。すなわち、

総会は、資本増加の大綱についてのみ決定を行ない、1回または数回にわたり、資本の増加を実施し、その態様を定め、その実施を確認し、およびこれに関連する定款の変更を行なうために必要な権限を、取締役会または董事会に対し授権することができる（法180条3項）。この方法は、取締役会・董事会の迅速な行動を可能ならしめ、もっとも適切な経済・金融情勢のもとにおいて資本の増加を行なうことを可能ならしめるという理由から、実務上しばしば採用されている。この授権は、取締役会または董事会がその権限を自由に行使しうるよう、期限を確定しないで行なうこともできる（Mercadal et Janin, p. 570）。

しかし、取締役会または董事会の権限は、つぎのような制限に服しなければならない。第1に、資本の増加は、原則として、資本の増加を決定または授権した特別総会の会日から5年以内にこれを行なうことを要する（法181条1項）。第2に、授権の範囲の広狭にかかわらず、取締役会または董事会は、現物出資による資本の増加、または特別利益の付与をともなう資本の増加を実施することができない。株主の新株引受権を排除して金銭出資による資本の増加を実施することも、同様に許されない。第3に、当然のことながら、取締役会または董事会は、特別総会により授権された権限の範囲内においてのみ、資本の増加を実施しうるにすぎない。したがって、この制度を十分に活用するためには、総会は、取締役会または董事会に対し、たとえば金銭出資株式の発行と準備金等の資本組入れのいずれをも行なうというような、広汎な権限を与えることが必要となる（Mercadal et Janin, p. 571）。

**4. 資本増加の株主総会決議の公示** 総会が資本の増加を決定または授権したときは、会社は、総会議事録の写し（会社の法定代表者の原本と同一である旨の認証のある）2通を、総会の会日から1ヵ月内に、商事裁判所書記局に提出しなければならない。総会が授権した資本の増加を、取締役会または董事会が実施することを決定したときも、会社は、その決定の写し2通を、決定の日から1ヵ月内に、書記局に提出することを要する（商業登記に関する1967年3月23日命令67—237号62条1号5号）。

## 資本の増加

### 法第 181 条〔資本増加の実施期間〕

①資本の増加は、総会がこれを決議しまたは授権した日から5年内に実施されなければならない。

②前項の期間は、社債の株式への転換によって行なわれる資本の増加、または転換を請求する社債権者のために留保された追加的な資本の増加については適用されない。(1970年12月31日法律第70—1322号により追加)《この期間は、第208-1条に定める引受選択権の行使によって発行される株式の引受にもとづく、金銭出資による資本の増加についてもまた適用されない。》

Loi Art. 181. — L'augmentation du capital doit être réalisée dans le délai de cinq ans à dater de l'assemblée générale qui l'a décidée ou autorisée.

Ce délai ne s'applique pas aux augmentations de capital à réaliser par conversion d'obligations en actions, ni aux augmentations complémentaires réservées aux obligataires qui auront opté pour la conversion. (L. n° 70-1322 du 31 déc. 1970) 《Il ne s'applique pas non plus aux augmentations de capital en numéraire résultant de la souscription d'actions émises à la suite des levées d'options prévues à l'article 208-1》.

### 〔解説〕

1. 資本増加の実施期間に関する原則 法第181条第1項は、1943年3月4日の法律第6条の規定をほとんどそのまま踏襲し、資本の増加は、総会がこれを決議した日から、もし総会がその実施を取締役会または董事会に授権したときはその日から、5年内に実施することを要する旨を定めている。この期間が満了するまでに資本増加の手続が完了していないときは、総会の決議はその効力を失ない、資本の増加は無効となる。この場合、「資本増加の手続の完了」とは、準備金の資本

組入れによるものについては、取締役会または董事会の決定を、金銭出資新株の発行によるものについては、引受および払込を証明する公証人が認証した申告書（法 192 条参照）の作成をいう（Mercadal et Janin, p. 571）。

**2. 資本増加の実施期間に関する例外** 本条第 2 項は、総会決議の日から 5 年内という、資本増加の実施期間に関する制限が適用されない 3 つの場合について定めている。その第 1 および第 2 の場合に関する部分は、1943 年 3 月 4 日の法律の施行令である 1953 年 9 月 3 日の命令第 9 条の規定を踏襲したものである。

その第 1 は、転換社債の転換による資本の増加の場合である。転換社債の発行契約において定められている転換期間または法定の転換期間（随時転換社債の場合）内であれば、会社は、いつでも転換社債権者の行なう転換請求に応じて資本の増加をしなければならないことを理由とする。

その第 2 は、「転換を請求する社債権者のために留保された追加的な資本の増加」の場合である。上述の 1953 年 9 月 3 日の命令第 5 条第 2 項によれば、転換期間の開始前に会社が金銭出資新株を発行する場合には、会社は、転換を請求し、かつ新株の引受を請求する転換社債権者に対し、留保されている追加的な資本の増加を行なわなければならない旨規定されており、新会社法においても、この規定の趣旨は、若干修正されたうえで、法第 196 条および令第 171 条に盛り込まれている。転換社債権者の権利を保障することを目的とするものであるといえよう。

その第 3 は、法第 208-1 条に定める従業員の引受選択権の行使にもとづく金銭出資新株の発行による資本の増加の場合である。会社法第 208-1 条第 1 項において、従業員に引受選択権を与える権限を取締役会または董事会に授権する特別総会は、最大限 5 年の範囲内で、自由にその実施期間を定めうる旨が規定されているからである。

## 法第 182 条 金銭出資による新株発行の条件と 現物出資で設立された会社の特則

① 資本は、金銭によって払込まれるすべての新株発行に先立って、全

## 資本の増加

額払込済としなければならない。これに反する新株の発行は無効とする。

②前項のほか、第84条ないし第88条の規定によって設立された会社が、その設立後2年以内に資金を公募する方法で資本増加を行なうには、それに先立って第80条ないし第82条に定める条件にしたがい、資産および負債ならびに付与された特別利益につき、検査をうけなければならない。

Loi Art. 182. — Le capital doit être intégralement libéré avant toute émission d'actions nouvelles à libérer en numéraire, à peine de nullité de l'opération.

En outre, l'augmentation du capital par appel public à l'épargne, réalisée moins de deux ans après la constitution d'une société selon les articles 84 à 88, doit être précédée, dans les conditions visées aux articles 80 à 82, d'une vérification de l'actif et du passif ainsi que, le cas échéant, des avantages particuliers consentis.

### 〔解説〕

1. 「全額払込済」の意義　資本は、金銭出資新株の発行に先立って、全額払込済としなければならないが、「全額払込済」の意義については学説が対立している。第1の見解は、これを表示資本に対応する資金の現実の払込と解する。より詳しくいえば、取締役会または董事会が、株主に対し資本の未払込部分の払込請求を行なっただけでは足りず、資金が払込まれ、払込義務を怠った株主があるときは、その者に対し強制執行をなしたことを要する趣旨であるとする。

ところで、法第182条をこのように厳格に解すると、いくつかの問題点が浮び上がってくる。その第1は、株主がたった1人でも未払込金の払込に応じないときは、法が定める手続にしたがい強制執行をしなければならないが、その時まで新たな資本の増加が遅延することになる点である。もっとも、この点については、会社の業務執行者は、みずから資本を全額払込済とするためにあらゆる努力をつくさないかぎり、新株発行をなしえないと考えるべきだ、という反論が成立ちえよう。その第2は、

未払込金額の払込義務を怠った株主に対する制裁に関するものである。法第 283 条は、かかる株主につき、株主総会への出席権・議決権、利益配当請求権の停止と同時に、新株引受権の停止をも規定している（法第 283 条 1 項 2 項）。資本の増加の決定は（株主の新株引受権の行使以前の段階であるのだが）、すべての株式が全額払込済となったのちでなければこれをなしえない、というのが正しい解釈であるとすれば、法第 283 条の規定する制裁が適用される余地はないのではなからうか。法第 182 条と法第 283 条の 2 つの規定について矛盾のない解釈を与えるためには、取締役会または董事会が資本の未払込部分の全額の払込を請求した時から、たとえ一部株主がこの払込を怠ったとしても、資本は、法第 182 条の意義における現実の払込があったものと解すべきである、というのが第 2 の見解であり、法第 182 条の前身である 1943 年 3 月 4 日の法律第 4 条が制定された際、多数説のとした解釈である。

しかし、「払込済」という文言を「請求済」と同義に解することは困難のように思われる。法第 182 条違反の場合に関する罰則規定である法第 465 条の表現を比較してみても、2 つの用語の間に差異が存することは明らかである。しかも、改正法においては、第 182 条の規定に違反した業務執行担当者に対する刑が旧法の場合より加重されている（1943 年 3 月 4 日法 3 条の 3,000 フラン以上 30,000 フラン以下の罰金が、新法では 2 カ月以上 6 カ月以下の禁錮および 2,000 フラン以上 30,000 フラン以下の罰金の併科を原則とすることに改められている）ことを考慮するならば、厳格な文理解釈をすることが慎重な態度であるといえよう（Mercadal et Janin, p. 574, 575）。

2. 「新株発行」の意義 発行という言葉には 2 つの意義がある。すなわち、それが法的な行為、換言すれば新株の引受を求める行為をさす場合と、株券を作成する行為をさす場合とがある。しかし、本条にいう「新株発行」なる語は、前者の趣旨で用いられているものと解すべきであり、特別総会（その授權あるときは取締役会または董事会）が、増加すべき資本の額、発行すべき新株の数、およびその引受の条件について決定したときに「新株発行」があったものと解すべきである。なぜなら、「金銭によって払込まれる新株発行」という表現は、払込前に「新



## 資本の増加

株発行がなされるということを言外に暗示しているからである (Mercadal et Janin, p. 575)。

**3. 本条第1項の適用されない場合** 第1に、会社の従業員に対し引受選択権が与えられ、かつ従業員に新株引受権が与えられている場合には、そのための資本の増加は、資本が全額払込済となっていないときでも、これを行なうことができる (法 208-1 条 3 項)。第2に、本条第1項は、旧規定である1943年3月4日の法律第4条と異なり、資本の増加のすべてではなく、金銭出資新株の発行のみを対象としている。したがって、既発行株式の券面額の引上による資本の増加の場合は、適用の対象外であるから、たとえ全額払込済でない場合でも (株主の全員一致の同意があれば)、これを行ないうることになる。

**4. 本条第1項違反の効果** 本条第1項第2文の定めるとおり、金銭出資新株の発行前において、資本を全額払込済としなかったときは、資本増加は無効となる。

また、会社の業務執行を担当する者は、資本の増加を適法に履行しないことにより第三者および株主に生じた損害につき、賠償責任を負う (法 7 条)。

さらに、社長、取締役、副社長および董事会構成員に対しては、2,000フラン以上40,000フラン以下の罰金と3ヵ月以上1年以下の禁錮が併科され、またはそのいずれか一方の刑に処せられる。資金公募会社が違反行為を行なったときは、罰金および禁錮刑は2倍を限度としてこれを加重しうる (法449条2項4項)。

**5. 資産および負債の検査** 本条第2項は、資金非公募会社が、設立後2年以内に、資金公募の方法で資本を増加する場合には、現物出資をともなう資金公募会社の設立手続と同一の条件にしたがう検査を経ることを要する旨を規定する。本項は、公募会社のしたがうべき複雑な手続を回避するため、まず非公募会社として設立し、しかるのち、資金公募の方法による増資を行なうことを防止することを目的とする。

しかし、本項の規定の実効性については必ずしも疑問がないわけではない。というのは、非公募会社の設立の場合にも、現物出資および特別利益については、裁判所の選任する出資検査役の作成する報告書にこれを記載することを要するものと

されているからである。したがって、本項の規定は、詐欺の危険を防止することよりも、資本の増加に際し出資をなす第三者に対し、会社の現況に関する情報を提供することを主眼とするものと解すべきではあるまいか。

本項の定める「2年」の期間は、会社設立の時から進行する。「設立の時」については2つの異なる見解があり、会社の設立が確定的になった時、すなわち商業登記簿に会社の設立登記がなされた時と解する説 (Vuillermet et Hureau, p. 524) と、発起人が定款に署名した時と解する説 (Mercadal et Janin, p. 577) とが対立している。しかし、発起人が定款に署名した時に会社は確定的に設立されているのであって、商業登記簿への登記は、会社の法人格享有の要件にすぎない、と解する後者の見解の方がよりフランス法的であり、説得力に富むように思われる。

本項の手続が遵守されなかった場合でも、資本の増加は無効とはならない (法 360条 1項参照)。ただし、本項違反の行為により株主または第三者に損害が生じたときは、会社の業務執行担当者が賠償責任を負わねばならないことはいうまでもない (法 7条)。

### 法第 183 条 [新株引受権]

①株式は、その属性として、資本増加にさいし、新株の優先的引受権を有する。その他の証券にはこの権利を与えない。

②株主は、資本増加を実施するために発行される金銭出資株式につき、その有する株式の券面額の総額に比例して、優先的引受権を有する。これに反する条項はすべて記載のないものとみなされる。

③引受期間中は、前項の権利は、株式が譲渡しうる場合には、これと分離して譲渡することができる。譲渡に制限が付せられている場合には、株式自体と同一の条件にしたがって移転することができる。

Loi Art. 183. — Les actions, à l'exclusion de tous autres titres,

## 資本の増加

comportent un droit préférentiel de souscription aux augmentations de capital.

Les actionnaires ont, proportionnellement au montant de leurs actions, un droit de préférence à la souscription des actions de numéraire émises pour réaliser une augmentation de capital. Toute clause contraire est réputée non écrite.

Pendant la durée de la souscription, ce droit est négociable lorsqu'il est détaché d'actions elles-mêmes négociables ; dans le cas contraire, il est cessible dans les mêmes conditions que l'action elle-même.

### 〔解説〕

1. 1867年会社法のもとにおける新株引受権 (1) 定款または株主総会による新株引受権の付与 フランス法上、1935年8月8日の命令（法律統令 décret-loi）第1条によって株主の新株引受権が法定される以前においては、会社は、金銭出資による資本増加に際し発行する新株を株主のために留保する義務を負うものではない、と解するのが通説であったといつてよい（Houpin et Bosvieux, p. 40; Charron, p. 1）。すなわち、その付与に関する定款の規定または株主総会の決議がある場合は別として、法文に規定がない以上、たんに株主であるという資格にもとづいて、金銭出資新株を発行するあらゆる場合につき、旧株主に新株引受に関する優先的権利を法律上の権利として認めるといふ見解は異説にすぎなかった（Houpin et Bosvieux, p. 40, note (2)）。しかし、会社実務においては、とくに第1次世界大戦以後は、発行される新株の全部または一部を、定款または資本増加のための株主総会の決議をもって、株主に留保する慣行が定着するようになる。もっとも、定款または株主総会決議によって必ずしもつねに株主のみが新株引受権の権利者とされたわけではない。株主は、場合により、新株引受権を、発起人（受益者）持分所持人、新株引受権を表章するためにとくに創設された証券の所持人、または個別的に指定された自然人もしくは法人などとわかち合うことになる。たとえば、発行される新株の総数を株主と受益者持分所持人とで折半するという例もあった（Cha-

rron, p. 14)。

定款または株主総会決議をもって株主（または受益者持分所持有人）に与えられた新株引受権については、株主はその有する株式の数に応じ削減不能の権利としてこれを行使しうが、その権利はひとたびこれを行使すると消滅してしまい、引受のなかった株式は、株主総会またはその授権のあるときは取締役会が自由に処分することができ、その適当と判断した者に引受けさせることができるものと考えられていた (Houpin et Bosvieux, p. 41; Charron, p. 1, 2)。もちろん残余の株式を株主に与えることもでき、この場合には、株主はその持株数に応じて削減可能の権利としてこれを行使しうるものとされた。しかし、実際には株主以外の者、とくに経営者やその縁故者に残余の新株を与える事例が少なくなかったようである。

会社実務におけるこのような慣行は、その濫用を招かずにはおかなかった。とくに会社に多額の積立金など手厚い内部留保が存在するにもかかわらず、券面額またはわずかのプレミアム付で新株の発行がなされる際に、取締役員みずから、または取締役会の決議により特定の残株引受シンジケート (syndicat de garantie) によって、株主の第 1 回の新株引受権行使後、ただちに残余の新株の引受が行なわれる場合には、その受益者にしばしば容認しがたい利益をもたらすことになる (cf. Paris (1<sup>er</sup> Ch.), 16 février 1933, Journal des sociétés, 1933, p. 563 et s.) ので、その予防措置を講じる必要が生じるに至った。

(2) 新株引受権の法的基礎　ところで、フランス法上、株主の新株引受権に根拠を与えるものとされている理由、すなわち、新株引受権の基礎はなにか。株主は、会社に対し、金銭出資または現物出資をなし、その経営上の危険を負担してきた者であり、その出資した資本の利用によって、積立金その他のかたちで会社内部に留保された利益について割合的利益を有する。したがって、第三者が新たに株主として参加する場合には、従来からの内部留保に相当するプレミアム（おそらくは、証券取引所における市場価格と発行価額の差に等しい）を支払うことを要する。もし、新株が券面額またはわずかなプレミアム付で発行される場合において、旧株主が第三者に先立って、厳格な比例的衡平の条件のもとに、これを引受けることができないとすれば、なんらの対価なしに、または不十分な対価によって、内部留保に

## 資本の増加

対する権利を奪われることになり、株主相互間の既存のバランスが破壊されてしまうから、そのような事態の発生を阻止する必要がある (Ripert par Roblot, p. 636, 772; Juglart et Ippolito, p. 426; Hamiaut, p. 159; Bosvieux, p. 6, 7)。

また、別の角度からみれば、新株引受権は株式の果実ではなく、旧株の分解によって生じたその支分権であり、株式に価値を付加するものではなく、旧株主から奪われ、新株主に与えられる会社資産に対する割合的権利をあらわすところの補償的権利 (droit compensateur) たる性質を有する (Landeroin, p. 45)。以上のような理由から、株主に新株引受権が与えられなければならないのである。

**2. 1935年の命令のもとにおける新株引受権** フランスの立法者は、しばしばみられた既述のような株主の権利に対する侵害行為を防止するため、会社実務において一般的となっていた慣行を普遍的なものとする必要を感じ、かつは外国の立法例 (当時のドイツ商法 282 条。この規定は、1937年のドイツ株式法 153 条、1965年の西ドイツ株式法 186 条に引がれている) の長所にならない、1935年 8 月 9 日以降に実施される資本の増加によって発行される新株を対象として、株主の新株引受権を法律上の権利として承認した。その目的で制定されたのが 1935年 8 月 8 日の命令である。この命令第 1 条は、定款にこれに反するいかなる規定がある場合でも、株主はその持株の券面総額に比例して、資本の増加を実施するために発行される金銭出資株式につき優先的引受権を有する旨を定め、かつ新株引受権は、申込期間内においては、株式と同一の条件で流通しうることを規定している。同条の意義は、つぎのように解される。

(a) 新株引受権を有する者は株主にかぎられる。定款の規定をもってしても、それ以外の者、すなわち受益者持分の所持人、新株引受権を表章するためにとくに創設された証券 (この証券は、とくに電気・ガス事業会社などで発行された。Ripert par Roblot, p. 773) の所持人、個別的に指定された自然人または会社に対し、または設立当初の原始株主 (その承継人を除く) などに対し、新株引受権を与えることは許されない。これは、会社設立時において、その重要性を十分に認識していない発起人が、新株引受権を気前よく株主以外の者に付与する傾向があるので、発起人に対する不信を表明したものといわれている (Bosvieux, p. 8)。もっとも、1935

年の命令は、その第12条において経過規定を設け、原始定款または株主総会の決議をもって、受益者持分所持人などの第三者に対し、この命令の施行前に付与されている新株引受権については、この命令の適用を排除する旨を規定していた（この規定が設けられたことにより、株主以外の者に新たに新株引受権を与えることはもちろん、既存の受益者持分所持人の権利を拡張するような行為はできなくなったものと解される。Charron, p. 15）。その後、同条の規定は、なんらの代償なしに、1955年5月27日の財政法第28条をもって廃止された（Ripert par Roblot, p. 773）。

(b) 株主の新株引受権に関する規定は強行規定 (ordre public) であるから、定款にその旨の規定が置かれていない場合について当然に適用されるだけではなく、原始定款またはその後の定款の修正において、部分的または一時的に株主の新株引受権が排除される旨の規定が設けられている場合でも、これらの規定は無効なものとみなされ、株主は制限のない新株引受権を有する。株主の新株引受権の排除は、命令第5条および第7条の規定にもとづき、1867年7月24日の会社法第31条の定める定足数ならびに多数の条件にしたがい、特別株主総会の決議をもって行なう場合にのみ適法とされる（Bosvieux, p. 8, 9, 15）。

(c) 株主の新株引受権は、株主の有する株式の数に応じてではなく、株式の券面総額に比例してこれを行使することができる。券面額の異なる株式が発行されている場合があるからである。すなわち500フラン株の所持人は、100フラン株の所持人の5倍の権利を有するものとされる。新株引受権の行使については、享有株 (action de jouissance) も通常の株式と同様に扱われる。享有株が表わす資本の部分は、利益によって消却されたので、資本の払戻が行なわれたのではなく、依然として会社の貸借対照表上、資本として表示されているからである（Bosvieux, p. 9, 10）。

(d) 株主の新株引受権は、金銭出資株式の発行の場合についてのみ行使することができ、現物出資や合併、準備金の資本組入、転換社債の転換などによる新株発行の場合については適用されない。発起人持分の創設に関する1929年1月23日の法律第8条にもとづき、準備金の資本組入によってなされる発起人（受益者）持分の株式への転換が行なわれる場合についても同様である（Bosvieux, p. 10, 11）。

## 資本の増加

(e) 新株引受権は、その行使期間（株式申込期間）内においては、株式と同一の条件にしたがい、これを譲渡することができる。

(f) 株主は、新株引受権を、第1次的には削減不能のものとしてこれを行使することができ、失権株が生じたときは、この命令第4条にしたがい、第2次的に削減可能なものとしてこれを行使することができる。

(g) 1935年の命令の諸規定に対する違反の効果としては、資本の増加の無効を生ずるほか、業務執行者と監査役会構成員、または取締役と会計監査役は連帯して損害賠償の責任を負うものとされている（命令8条）。このほか、刑事制裁として、命令第1条ないし第4条に違反した者につき、過失犯については1,000フラン以上10万フラン以下の罰金刑が（同9条）、故意犯については1年以上5年以下の禁錮刑が課せられる（同10条）。

**3. 新会社法のもとにおける新株引受権の特色** 1966年7月24日に制定されたフランス新会社法は、株式会社制度についても大きな変革をもたらしたが、こと株主の新株引受権に関するかぎり、1935年8月8日の命令の定める法制度をほぼ全面的に確認し、踏襲する立場をとり、必要な若干の手直しを加えるにとどまっている。新会社法と1935年の命令との主な相異点をあげればつぎのとおりである。

(a) 株主が削減可能の新株引受権を行使した後に残った新株の処分に関し、株主総会決議がない場合には、取締役会または董事会がこれを処分する権限を有する旨を明らかにしたこと（法185条）。

(b) 株主の新株引受権を排除し、第三者に新株を割当てる場合において、特別利益の付与に関する手続が不要である旨を明示したこと（法186条2項）。

(c) 株式が用益権の負担付である場合の虚有権者および用益権者の新株引受権の行使および取得した新株の帰属につき、明文の規定を設けたこと（法187条）。

(d) 法定公報へ掲載の日から2週間以上となっていた新株引受権行使（申込）期間を、30日以上に延長したこと（法188条1項）。

(e) 刑事制裁を強化（罰金刑と禁錮刑の併科）したこと（法450条、451条、452条）。

**4. 新株引受権の受益者** (1) 株主および新株引受権譲受人 新株引受

権を行使しうる者の第1は、株主である。株主は、その株式が供託され、もしくはそれにつき質権が設定されている場合においても新株引受権を行使することができる。ただしその株式に未払込部分がある場合において、すでに払込を請求されているにかかわらず、一定の期間（法281条1項により遅滞に付されてから30日。令210条）内に株式を全額払込済としなかった場合については、その株式にもとづく新株引受権の行使を停止される（法282条）。この株主は、元本および利息に相当する金額を支払うことによって新株引受権を回復することができるが、支払完了時において新株の申込期間がすでに終了してしまっているときは、もはや新株引受権を行使しえない。株式が共有されているときは、共有者は新株引受権の行使について合意することを要する。合意に達しない場合には、法はこの点に関しなものの規定をも設けていないので、新株引受権は放棄されたものと解するほかはない（Vuillermet et Hureau p. 517）。

新株引受権を行使しうる者の第2は、他人から新株引受権を譲受けた者である（新株引受権の譲渡の項参照）。

(2) 株式が未成年者に属する場合 未成年者に属する株式に関する新株引受権の行使または売却は、後見人または法定管財人（administrateur légal）がこれを行なう。これらの行為は、民法典第456条第4項および1965年11月5日命令第65—961号第6条により「保全行為」とみなされるので、親族会（conseil de famille）または後見監督判事（juge de tutelles）の許可は不要とされている（Mercadal et Janin, p. 580；Lefebvre, p. 139）。

(3) 株式が夫婦共有財産制のもとにおける妻に属する場合 1965年7月13日の夫婦財産制度の改正に関する法律（65—570号）の施行後においては、妻は夫の助力なしに、その特有財産または留保財産（妻が商人であるか、または夫から独立して職業に従事する場合）に属する新株引受権を行使することができる（民法典1428条新規定および224条新規定）。特有財産に属する新株引受権の行使によって引受けられた株式については、その払込金の全部または一部が夫婦共有財産から支出された場合でも、特有財産となるものと考えられる（Lefebvre, p. 139）。そして、夫婦共有財産が清算されるときにはその補償が行なわれねばならないが、その



## 資本の増加

計算は、民法典第1469条新规定にしたがい、受益者の財産中に残存する増価額にもとづいてこれを行なうべきものと解される (Mercadal et Janin, p. 579)。

(4) 自己株式の場合 株式会社は、株式の市場価格を正常化するためなどの正当な理由があるときは、一定の条件のもとに自己株式を取得することができる (法 217-2 条)。しかし、会社は自己株式に付随する新株引受権については、これを行行使することができない。この場合においては、株主総会は、自己株式の存在を勘案しないで自己株式以外の株式に付随する新株引受権の計算を行なう旨を決議することができる。株主総会がこの旨の決議をしなかったときは、会社は新株の引受期間の満了前に、証券取引所において新株引受権を売却するか、もしくは株主に対し、その持株数に比例して新株引受権を分配しなければならない (法 217-3 条 1 項)。

5. 削減不能の新株引受権 株主は、金銭出資株式の発行による資本の増加が行なわれる場合には、新株のすべてにつき、その有する株式の券面総額 (フランス会社法においては、たとえば100フラン株と500フラン株というように、最低券面額の整数倍であれば、券面額を異にする株式の発行が許されているからである) に比例して、新株引受権を行行使することができる (法 183 条 2 項)。この引受権は、株主に対して強行法的に保障されており、削減しえないものであるところから「削減不能の新株引受権」とよばれる。もちろん、株主は新株を引受けることを強制されるものではなく、これを売却することもできる (Mercadal et Janin, p. 578)。このほか、株主が削減不能の新株引受権を行使したのち、さらに申込のない新株があるときは、これについても、株主は「削減可能の新株引受権」を行行使することができる (法 184 条の解説参照)。

6. 新株引受権の譲渡 (1) 総説 新会社法は、1935年の命令のもとにおけると同様、原則として、新株引受権の譲渡を承認する立場をとっている。すなわち、法第 183 条第 3 項は、株主は、新株引受権の行使期間 (株式申込期間) 内にかぎり、新株引受権が自由に譲渡しうる株式から生じたものであるときは、これを株式とは別個に譲渡することができ、新株引受権が自由に譲渡しえない株式から生じたものである場合でも、その株式と同一の条件したがって譲渡しうる旨を定めて

いる。新株引受権の譲渡を認める理由は、旧株式の一部の分解によって生じた支分権であり、その価値の一部を構成していたところの新株引受権を売却する機会をもつことによって、株主が旧株式について失ったものを回収することを可能とすることにある。また、同時に、たとえば3株につき1株の新株が割当てられる場合の2株の株主のように、割当単位に達しない株式を有する株主に、不足分の権利を買い足す機会を与えることをも目的とする (Juglart et Ippolito, p. 488)。

注意すべきは、譲渡の対象となるのは、削減不能の新株引受権にかぎられることである。削減可能の新株引受権は、株式申込期間内における削減不能の新株引受権の行使とともにする申出にもとづき、その期間経過後に確定され付与されるものだからである (Vuillermet et Hureau, p. 518)。

(2) 譲渡の方式 無記名株式より生じた新株引受権は、(無記名)株券に添付されている引換札(クーポン)のうち1枚によってこれを表章させるのが通例であるが、この場合には、新株引受権の譲渡は、クーポンのたんなる交付によってこれを行なう。記名株式の場合には、会社は交付済のスタンプを株券に押捺したうえ、新株引受権を表章する証券を発行するのを例とするが (Juglart et Ippolito, p. 488), この場合には、記名株券と同様の譲渡方法 (民法典1690条による譲渡人の会社に対する譲渡の通知など) によることを要する (Mercadal et Janin, p. 580)。

(3) 株式の譲渡が禁止されまたは制限されている場合 たとえば、現物出資に対して与えられた株式で設立後または増資後2年を経過していないもの (法 278 条), または取締役の資格株 (法95条) のように、その譲渡が禁止されている株式から生じた新株引受権は、これを譲渡することができるか。前者の場合については、現物出資者の資本充実責任を担保し、後者の場合については、取締役の損害賠償責任を担保するための株式の実質的価値を減少させることを理由として、これを否定することも考えられるが、学説はこれを積極に解している (取締役の資格株につき, Vuillermet et Hureau, p. 519; 現物出資株式につき, Lefebvre, p. 139)。

株式の譲渡に、一定の制限が付せられている場合、たとえば定款において、株式の譲渡について取締役会の承認を経なければならない旨の規定が設けられている

## 資本の増加

場合には、新株引受権の譲渡についても、同様な手続を経ることを要する (Lefebvre, p. 139)。取締役会が譲渡の承認請求を拒絶した場合については、株式の譲渡の承認請求の拒絶に関する法第 275 条および第 276 条 (株主または第三者による買取など) の規定を類推適用すべきであろう。なお、新法では、相続の場合については、定款の規定をもってしても同意条項は挿入できないことになったので (法 274 条)、1935 年の命令のもとにおいて論争の的となっていた相続人による新株引受権の取得および行使に関する複雑な問題は解消した (Charron, p. 23 et s.)。

(4) 増資の不成立と新株引受権の買戻 新会社法においては、1935 年の命令のもとで認められていた切増資、すなわち、発行予定株式の総数の引受がない場合でも、引受のあった限度で資本を増加することは、明文をもって否定されるに至ったので (法 185 条 2 文)、新株引受権の買戻の問題は、従来よりさらに深刻な問題となった。すなわち、最終的に引受額が予定した資本増加額にみたく、資本の増加が実施できなくなった場合、新株引受権の譲受人は、譲渡人に対し、その買戻ないし価額の償還を請求しうるか否かである。この種の事件につき、1935 年の命令のもとにおいて、パリ控訴院判決 (Paris, 19 mars 1957, D. 1958-234. 破毀院も同判決を維持した。Cass. com., 10 juin 1960, R. T. D. Co. 1961, p. 399) は、これを消極に解している。パリ控訴院の裁判官が正当にも指摘しているところの、買戻請求を認容することは証券取引の安全性をいじめるしく害するという意見は、新会社法のもとにおいても、同様に尊重されるべきであろう (Vuillermet et Hureau, p. 519)。

7. 刑事制裁 株主の新株引受権は重要な財産的権利であるから、その行使を妨げ、あるいはその排除につき不正確な報告書を提出した社長、取締役などの会社役員に対しては、刑事制裁が課せられる。

(a) 新株引受権者の権利を侵害する罪 新株引受権の行使に関する規定に違反したときは、刑事罰が課せられる。法第 450 条は、法定の手続にしたがい株主総会決議をもって新株引受権が排除される場合を除き、資本の増加に際して以下の行為をなした社長、取締役 (または董事会構成員—法 479 条参照) または副社長は、2,000 フラン以上 8 万フラン以下の罰金に処せられる旨を規定している。

①金銭出資株式が発行される場合において、株主に対し、その有する券面額の総額に比例して優先的引受権を行使させなかった場合。

②新株引受権を行使しうる日から30日の期間を株主のために留保しなかった場合。

③株主の優先的引受権の行使による株式の引受が、増加すべき資本額に達しなかった場合において、その結果配分しうるものとなった株式につき、優先的引受権を有する株式の数を超える株式を、削減可能の権利として引受けることを申し出た株主に対して、その行使しうる引受権に比例して割当てなかったとき。

(b) 故意による侵害に関する罪 株主の全部または特定の一部の者から、会社財産に対するそれらの者の権利の一部を奪う目的で、上記の各号のいずれかに該当する違反を犯した者については、1年以上5年以下の禁錮および2,000フラン以上50万フラン以下の罰金が併科される(法451条)。

#### 法第 184 条〔削減可能の引受権〕

削減することのできない権利としての引受権に対応する株式を、株主が引受けなかったときは、その結果配分しうるものとなった株式は、優先的引受権を有する株式の数をこえる株式を、削減することのできる権利として引受けることを申出た株主に対して、その行使しうる引受権に比例し、かつその申込数を限度として、割当てられる。

Loi Art. 184. — Si certains actionnaires n'ont pas souscrit les actions auxquelles ils avaient droit, à titre irréductible, les actions ainsi rendues disponibles sont attribuées aux actionnaires qui auront souscrit à titre réductible un nombre d'actions supérieur à celui qu'ils pouvaient souscrire à titre préférentiel, proportionnellement aux droits de souscription dont ils disposent et en tout état de cause dans la limite de leurs demandes.

## 資本の増加

### 〔解説〕

1. 削減可能の新株引受権の意義 一部の株主が削減不能のものとして有する新株引受権を行使しなかったときは、その結果生じた失権株は、これを直ちに公募などの方法により処分してはならず、そのすべてを第2次的に株主に割当てなければならない。すなわち、株主は、資本の増加に際し、自己の有する削減不能の新株引受権の数をこえる新株の割当を申出ることができ、かかる申出があったときは、会社は、失権株を、割当を申込んだ株主に対し、その引受権の数に比例して、かつその申出た株数を限度として割当てなければならない(法184条)。これを「削減可能の新株引受権」という。なお、削減不能の新株引受権の譲渡を受けた者も、譲渡人たる株主に代って、この申出をする権利を行使することができる(Mercadal et Janin, p. 587; Vuillermet et Hureau, p. 518)。

2. 削減可能の新株引受権の根拠 第2次的な、削減可能の新株引受権の法的根拠については、フランスの学説・判例においても、必ずしも十分な説明がなされていない。おそらくは、経営上の危険を負担してきた株主が第三者に先んじて新株の引受をなしうるのは当然であること、あるいは、会社の内部留保は株主の共通の財産である以上、新株引受権の行使を怠りまたは会社の将来の発展性に疑問を抱く株主が放棄した部分は、他の株主に帰属すべきものであること(解散による残余財産の分配の際に権利を放棄する株主が出た場合の処理方法と同じことになる)、などによって説明するほかはないと思われるが、残株を引受けた株主の地位が従来より有利になる(あるいは潜在的には既に有利であったものが顕在化する)点で、批判の余地がある。

3. 削減可能の新株引受権の具体的処理 この問題については設例をもって解説するのが便宜である(Landeroin, p. 12, 13. による)。

発行済株式の総数1,000株、1株の券面額1,000フラン、資本の額100万フランの株式会社があり、この会社が券面額1,000フランの株式1,000株を発行して、資本の額を200万フランに増加しようとしている。この場合において、削減不能の新株引受権が行使されたのち、なお、200株の新株が旧株主の失念などの理由によって引受けられず、あるいはそれに相当する新株引受権の売却もされなかったとする。

かかる場合、200株の新株は、削減可能の新株引受権を行使して申込をした株主に配分されることになる。

①旧株100株の株主であるAは、削減可能の新株引受権にもとづき、20株の引受を申出ている。

②旧株200株の株主であるBは、同様に150株の引受を申出ている。

③旧株100株の株主であるCは、同様に70株の引受を申出ている。

(a) 第1次配分 上記の場合、A、B、Cの持株合計400株に対して、配分可能な新株の数は、200株であるから、その比率は2対1となる。

①旧株100株の株主Aに対する配分は、上記の比率によれば  $100 \times \frac{1}{2} = 50$ (株) となるが、Aは20株の割当しか要求していない。したがって30株が再び残ることになる。

②旧株200株の株主Bに対する配分は、同様に  $200 \times \frac{1}{2} = 100$ (株) となるが、Bは150株の割当を要求している。したがって50株不足することになる。

③旧株100株の株主Cに対する配分は、同様に  $100 \times \frac{1}{2} = 50$ (株) となるが、Cは70株の割当を要求している。したがって20株不足することになる。

(b) 第2次配分 第1次配分が行なわれたのち、Aの引受けなかった新株30株が残っているので、これをBとCとに配分することになる。この場合、B、Cの持株合計300株に対して、配分可能な新株の数は30株であるから、その比率は10対1となる。

①旧株200株の株主Bは、さらに50株の割当を要求しているが、Bは上記の比率によれば  $200 \times \frac{1}{10} = 20$ (株) の割当をうけうるにとどまる。

②旧株100株の株主Cは、さらに20株の割当を要求しているが、Cは同様に  $100 \times \frac{1}{10} = 10$ (株) の割当をうけうるにとどまる。

(c) 最終的結果 削減可能の新株引受権行使の最終的な結果は以下のようになる。

①20株の割当を要求したAに対しては、20株の割当がなされる。

②150株の割当を要求したBに対しては、120株の割当がなされる。

③70株の割当を要求したCに対しては、60株の割当がなされる。

## 資本の増加

### 法第185条〔新株の引受に不足がある場合〕

優先的引受、および削減することのできる引受にもとづいてなされた割当によって資本の増加が満額に達しなかったときは、残額は、特別総会が別段の決議をしないかぎり、取締役会または董事会によって配分される。以上の手続がとられないときは、資本を増加することができない。

Loi Art. 185. — Si les souscriptions à titre préférentiel et les attributions faites en vertu de souscriptions à titre réductible n'ont pas absorbé la totalité de l'augmentation du capital, le solde est réparti par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, si l'assemblée générale extraordinaire n'en a pas décidé autrement. A défaut, l'augmentation du capital n'est pas réalisée.

### 〔解説〕

1. 失権株の処分権限 株主および新株引受権の譲受人に、削減不能の新株引受権および削減可能の新株引受権を行使させた後において、なお、予定された資本の増加額が充足されないときは、資本の増加を定める株主総会においてこれに関する別段の決議をしないかぎり、残余の新株は、取締役会または董事会がこれを自由に処分することができる（法185条）。すなわち、株主総会は、あらかじめ特定の第三者を残株の引受をする者として指定しておくことができ、また逆に、その処分権限を取締役に委ねず、株主総会の事後の決議によるべきものとして留保することもできる（Mercadal et Janin, p. 588 ; Vuillermet et Hureau, p. 516）。

2. 打切り増資の否定 以上の手続を経たにもかかわらず、なお、引受のない新株が存在する場合はどうなるか。1935年8月8日の命令のもとにおいては、判例・学説は、株主総会があらかじめその旨の決議をなし、かつ株式申込証にその旨を記載することを条件として、引受のあった額を限度とする打切り増資をすることを容認していた（Mercadal et Janin, p. 588 ; Juglart et Ippolito, p. 488）。しかし、右の慣行を新会社法に盛り込むか否かについての下院の討論において、嚴格

説が勝利をおさめた結果 (Hamiaut, p. 160), 新会社法第185条第2文は明文をもって従来の慣行を否定し, かかる場合には資本の増加をなしえない旨を規定している。

#### 法第 186 条 [新株引受権の排除]

①資本の増加を決議する総会は, 優先的引受権を排除することができる。総会が排除の決議をするには, 取締役会または董事会の報告書, および会計監査役の報告書にもとづいてこれを行なうことを要し, これに反する決議は無効とする。これらの報告書に記載すべき事項は, 命令でこれを定める。

②前項の決議によって新株の割当をうけることのできる者は, 優先的引受権を排除する議決に参加することができない。これに反する決議は無効とする。この決議のために必要とされる定足数および多数の計算は, 割当をうける者の有する株式数を控除してこれを行なう。この場合には, 第 193 条に定める手続にしたがうことを要しない。

Loi Art. 186. — L'assemblée générale qui décide l'augmentation du capital peut supprimer le droit préférentiel de souscription. Elle statue à cet effet, et à peine de nullité de la délibération, sur le rapport du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas, et sur celui des commissaires aux comptes. Les indications que doivent contenir ces rapports sont déterminées par décret.

Les attributaires éventuels des actions nouvelles ne peuvent, à peine de nullité de la délibération, prendre part au vote supprimant en leur faveur le droit préférentiel de souscription. Le quorum et la majorité requis pour cette décision sont calculés après déduction des actions possédées par lesdits attributaires. La procédure



## 資本の増加

prévue à l'article 193 n'a pas à être suivie.

### 令第155条〔会社法第186条第1項の報告書記載事項、第三者に対する新株の発行等〕

①取締役会または董事会は、資本増加および新株引受権排除の提案理由、新株の割当をうける者、各人に与えられる株式の数、株式の発行価額およびこれを決定するための計算の基礎を、会社法第186条第1項に定める報告書に記載しなければならない。

②(1973年2月22日命令第73—224号により追加)《前項の規定にかかわらず、株式が証券取引所に正規に上場されている会社については、資金を公募しておりかつ第3項ないし第5項の条件をみたしているときは、前項の報告書には資本増加の最高限度、資本増加および新株引受権排除の理由、新株の売出の方法、および発行価額またはこの価額決定の方法についてはその根拠を示して、記載すれば足りる。》

③《新株には、証券取引所に正規に上場されている株式と同一の権利を付与しなければならない。ただし、株主となった日が異なることを理由とする差別についてはこのかぎりではない。》

④《新株の発行は、新株引受権の排除を決定するために招集された総会の会日から1年の期間内に、これを実施しなければならない。》

⑤《発行価額は、その発行の前日2カ月以内における1カ月以上の期間について算定された、旧株式の寄り付き値段の平均値を下ることができない。ただし、株主となった日が異なる点を参酌することはさしつかえない。》

⑥会計監査役は、取締役会または董事会において採用された算定の基礎が、正確かつ公正であるか否かを、会社法第186条第1項に定める報告書に記載しなければならない。

Déc. Art. 155. — Le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, indique, dans le rapport prévu à l'article 186, alinéa 1<sup>er</sup>, de la loi sur les sociétés commerciales, les motifs de l'augmentation du capital et de la

suppression du droit préférentiel de souscription proposées, les attributaires des actions nouvelles, le nombre d'actions attribuées à chacun d'eux, le prix d'émission des actions et les éléments de fixation de ce prix.

(Décr. n° 73-224 du 22 févr. 1973) 《Toutefois, en ce qui concerne les sociétés dont les actions sont admises à la cote officielle des bourses de valeurs, lorsqu'il est fait publiquement appel à l'épargne et que les conditions ci-après se trouvent réunies, ce rapport peut mentionner seulement le montant maximum de l'augmentation de capital, les motifs de cette augmentation et de la suppression du droit préférentiel de souscription, les modalités du placement des actions nouvelles et, avec leurs justifications, le prix d'émission ou les modalités de détermination de celui-ci :

《Les actions nouvelles doivent conférer, sous réserve de la date de jouissance, les mêmes droits que des actions admises à la cote officielle des bourses de valeurs :

《L'émission doit être réalisée dans un délai maximum d'un an à compter de la réunion de l'assemblée générale appelée à statuer sur la suppression du droit préférentiel de souscription :

《Le prix de l'émission ne doit pas être inférieur à la moyenne des premiers cours cotés des actions anciennes calculée sur une période d'au moins un mois, antérieure de deux mois au plus au début de l'émission, sauf à tenir compte de la différence de date de jouissance.》

Les commissaires aux comptes indiquent, dans le rapport prévu au même article, si les éléments de calcul, retenus par le conseil d'administration ou le directoire, sont exacts et sincères.

## 〔解 説〕

1. 新株引受権排除の必要性 旧株主の新株引受権の排除は、1935年8月8日の命令によって強行法的に確立された株主の新株引受権という原則に対する例外をなすもので、重大な問題であるといえよう。しかし、たとえば会社が経済的苦境に陥り、株主の新株引受による自己資本の調達に期待することが困難であるなどの理由にもとづき、取引銀行や引受シンジケートに対し新株引受の方法による多額

## 資本の増加

の資金援助を求める必要がある場合などのように、会社の利益のため、特定の株主または第三者に新株を引受けさせることを目的として、株主の新株引受権を排除する必要性が生ずることがある(Ripert par Roblot, p. 773; Juglart et Ippolito, p. 490)。これを実現する方法としては、株主からその新株引受権の譲渡をうける方法、あるいは、予定された株式引受人のために株主がその新株引受権の行使をさし控える方法などが考えられるが、前者の場合は、新株引受権の取得につき対価を支払わなければならないが、新たな引受人はその支払をためらうことが多いし、また、後者の場合は、30日の株式申込期間が経過するまで待つ必要があり、資金調達におくれを生ずる。さらに、いずれの場合も、個々の株主の意向にかかわるから、前もってその結果を予測することが困難であるという難点がある(Vuillermet et Hureau, p. 522)。したがって上記のような場合には、あらかじめ、株主にその新株引受権を一括して放棄してもらうことが望ましい。そこで、1935年の命令は、その第5条および第7条において、特別総会の決議にもとづき、株主の新株引受権を排除しうる旨の規定を設けており、新法も、手続の点で若干の修正を行なったうえ、その趣旨を踏襲している。

**2. 新株引受権排除の手続** 株主の新株引受権は、資本の増加を定める特別総会の決議（特別総会においては、第1回招集については議決権を有する株式の2分の1以上、第2回招集については4分の1以上を有する株主の出席により定足数をみたすことを要し、その決議は、行使された議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行なうことを要する〔法153条〕。なお、旧法においては、特別総会の定足数は、第1回招集については資本の3分の2、第2回招集については資本の2分の1、第3回招集については資本の3分の1にあたる株式を有する株主の出席によってみだされるものとされていたから、新法は、結果において株主の新株引受権排除の要件を従来より緩和したことになる）によってのみ、これを排除し、または制限することができる（法186条1項）。この事項に関する株主総会の権限は専属的なものであり、新株引受権の排除は原始定款をもってしてもこれを行なうことができない。また、総会決議による排除および制限も特定の新株発行の際に、その発行についてのみなしうるにすぎず、会社が将来にわたって発行する新株のすべてについ

て、新株引受権を排除または制限することは許されない。問題となるのはあらかじめなされた株主総会の授権にもとづき、取締役会または董事会の決議によって資本の増加がなされる場合である。法はこの点につき明文の規定を設けていないが、新株引受権の排除のため特別総会を招集し、その決議を経ればさしつかえないものと解すべきであろう (Vuillermet et Hureau, p. 522)。

新株引受権の放棄を求められている株主に対しては、その必要性や、新たに新株の割当をうける者およびその発行価額の妥当性などにつき、十分な情報開示がなされることが必要である。法第 186 条第 1 項および令第 155 条は特別総会に対し、つぎの 2 種類の報告書を提出すべき旨を定めている。

(a) 資本増加および新株引受権排除の提案理由、新株の割当をうける者、各人に与えられる株式の数、株式の発行価額およびこれを決定するための計算の基礎の各事項を記載した取締役会または董事会の報告書 (令 155 条 1 項)。ただし、株式が証券取引所に正規に上場されている会社については、資金を公募しており、かつ令第 155 条第 3 項ないし第 5 項に定める条件 (新株には日割配当以外の点で旧株と同じ権利が与えられていること、新株の発行が新株引受権の排除を決議するために招集された総会の会日から 1 年以内に実施されること、新株の発行価額がその発行の前日 2 カ月以内における 1 カ月以上の期間について算定された、旧株式の寄り付き値段の平均値を下まわらないこと) をみたしているときには、右の報告書の記載事項は、資本増加の最高限度、資本増加および新株引受権排除の提案理由、新株の売出しの方法、および株式の発行価額 (またはその価額決定の方法) ならびにその計算の基礎を示せば足りるものとされている (令 155 条 2 項)。この新しい制度は、保険会社や銀行などの金融機関のような機関投資家、外国人および大衆に対する新株の公募発行を容易にする目的で設けられたものである (Mercadal et Janin, p. 582)。

(b) 取締役会または董事会において採用された算定の基礎が、正確かつ公正であるか否かを記載した会計監査役の報告書 (令 155 条 6 項)。

これらの報告書の役割は、剝奪される利益の重要性を評価するために必要な資料を株主に提供する点にあり、したがって、とくに株式市場の相場あるいは最近の

## 資本の増加

取引価格、帳簿上あるいは実質上の解散価値などを含む、発行価額算定の基礎の項目が重要視されることになる（Bosvieux, p. 18）。

上記の2種類の報告書が提出されず、または報告書が命令の定める記載事項を欠くときは、その決議は無効とされる（法186条1項）。なお、右のような厳格な手続が定められている以上、特別総会を開催せず、各株主に対し個別的に新株引受権を放棄することを求めることは許されない（Ripert par Roblot, p. 773）。

**3. 新株引受権の排除と特別利害関係** 新株引受権排除のために招集された特別総会において、新株の割当をうける者が株主である場合には、この総会において議決権を行使することができず、これに違反してなされた決議は無効とされる（法186条2項）。上記の場合、新株の割当をうける者は、他の株主の代理人としてならば議決権を行使することができるか。後述するように、特別利害関係人の議決権行使の制限に関する法第193条（実質的には同条によって準用される82条）がこの場合には適用されないので、その可否が問題となるが、第186条第2項の「決議に参加することができない」とする規定の文言からして、これを消極に解すべきものと思う。さらに、新株の割当をうける者が、新株引受権排除の決議がなかったならば有していたであろう引受権の数を下まわる数の株式の割当をうけるにすぎない場合にも、この者は特別利害関係人として、決議に参加することができないのかが問題となる。たしかに、この場合は、この者は利益を享受していないような外観を呈するが、全面的に引受権を排除された他の株主と比較すれば有利な地位にあるといえるから、議決権を行使しえないものと解すべきであろう（Mercadal et Janin, p. 583）。なお、この決議の定足数および多数の計算については、割当をうける者の有する株式数を控除してこれを行なう（法186条2項）。

新株が株主の一部の者に割当てられる場合において、特別利益の供与に関する特別手続（法193条）を遵守する必要があるか。旧法のもとにおいてはこの点につき意見の対立があり、新株引受権排除の手続のほか、新株の割当については、重ねて右の手続をなすことを要するとする学説が有力であったが（Bosvieux, p. 17, 18）、新法は、株主の権利を保障するためには、第186条の手続で十分であるとし（Vuillermet et Hureau, p. 523）、明文の規定をもって第193条の適用を排除する

ことにより、従来の論争に終止符を打った（法186条2項末文）。

**4. 刑事制裁** 社長、取締役（または董事会構成員）または会計監査役であって、新株引受権の排除を決議するために招集された特別総会に対し提出すべき報告書において、故意に不正確な記載をなし、またはそれを確認した者は、6カ月以上2年以下の禁錮、および2,000フラン以上10万フラン以下の罰金を併科され、またはそのいずれか一方の刑によって処罰される（法452条）。

#### 法第 187 条〔用益権負担付株式についての新株引受権の行使〕

①株式に用益権が設定されているときは、これらの株式についての優先的引受権は虚有権者に属する。虚有権者が引受権を売却するときは、用益権は譲渡代金、またはこれによって取得した財産におよぶ。虚有権者がその権利行使を怠ったときは、用益権者は、これに代って新株を引受け、または権利を売却することができる。後者の場合はおいては、虚有権者は譲渡代金をもってする財産の取得を要求することができる。用益権はこの財産におよぶ。

②新株の虚有権は虚有権者に、用益権は用益権者に属する。ただし、引受を実施しまたは完結するために虚有権者または用益権者が株金の払込をする場合には、新株は、引受権の価額の限度においてのみ虚有権者および用益権者に帰属する。残余の新株は完全な権利として株金の払込をした者に帰属する。

③本条の適用に関する条件は、命令でこれを定める。新株式の無償交付の場合についてもまた、本条の規定を適用する。

④本条の規定は、当事者間に合意がない場合に適用する。

Loi Art. 187.— Lorsque les actions sont grevées d'un usufruit, le droit préférentiel de souscription qui leur est attaché appartient

## 資本の増加

au nu-proprétaire. Si celui-ci vend les droits de souscription, les sommes provenant de la cession ou les biens acquis par lui au moyen de ces sommes sont soumis à l'usufruit. Si le nu-proprétaire néglige d'exercer son droit, l'usufruitier peut se substituer à lui pour souscrire aux actions nouvelles ou pour vendre les droits. Dans ce dernier cas, le nu-proprétaire peut exiger le remploi des sommes provenant de la cession ; les biens ainsi acquis sont soumis à l'usufruit.

Les actions nouvelles appartiennent au nu-proprétaire pour la nue-proprété et à l'usufruitier pour l'usufruit. Toutefois, en cas de versement de fonds effectué par le nu-proprétaire ou l'usufruitier pour réaliser ou parfaire une souscription, les actions nouvelles n'appartiennent au nu-proprétaire et à l'usufruitier qu'à concurrence de la valeur des droits de souscription ; le surplus des actions nouvelles appartient en pleine propriété à celui qui a versé les fonds.

Un décret fixera les conditions d'application du présent article dont les dispositions seront également suivies en cas d'attribution d'actions gratuites.

Les dispositions du présent article s'appliquent dans le silence de la convention des parties.

### 令第158条〔虚有権者に懈怠ありとされる時期〕

①株式の虚有権者が、株主に与えられた申込期間の末日の8日前までに、新株の引受をせず、かつ新株引受権の売却もしないときは、用益権者に対する関係では、新株の優先的引受権の行使を怠ったものとみなされる。

②虚有権者が、株式の無償交付手続の開始後3カ月を経てもなおその交付請求を行わず、権利の売却もしないときは、用益権者に対する関係では、無償交付をうける権利の行使を怠ったものとみなされる。

Déc Art. 158.—Le nu-proprétaire d'actions est réputé, à l'égard de l'usufruitier, avoir négligé d'exercer le droit préférentiel de souscription aux actions nouvelles émises par la société, lorsqu'il n'a ni souscrit d'actions nouvelles ni vendu les droits de souscription, huit jours avant l'expiration du délai de souscription accordé aux actionnaires.

Il est réputé, à l'égard de l'usufruitier, avoir négligé d'exercer le droit à l'attribution d'actions gratuites, lorsqu'il n'a pas demandé cette attribution ni vendu les droits, trois mois après le début des opérations d'attribution.

### 〔解 説〕

1. 総 説 株式に用益権の負担が課せられている場合については、1935年8月8日の命令の下においても、新株引受権は虚有権者に属するものと解されていたが (Landeroin, p. 46), 虚有権者が権利を行使しないときは、用益権者は財産の管理保全義務にもとづき、即決審理をもって裁判する判事の許可をえて新株引受権を売却しなければならないものとされていた。もっとも、裁判例においては、用益権者は引受権を売却する代りに同様の手続を経て新株を引受けることも認められていたが、その場合には虚有権者の名においてではなく、自己の名において、すなわち、自己の危険負担において引受を行なうべきものとされていた (Tribunal civil d'Orléans, 16 mars 1943, Revue des sociétés, 1944, p. 180)。しかし、このように、用益権者に新株引受権の売却または引受の義務を認めることは、もともと財産の保全義務を負うにすぎない用益権者に管理費を超える支出を課することになり、妥当でないと批判され、一部学説は、これを義務ではなくたんなる権能にすぎないと解していた (Landeroin, p. 47)。新法はつぎのような明文の規定を設け、この点に関する疑問を解消すると同時に、用益権者の権利行使の手続を簡略化した。

2. 株式が用益権の負担付である場合の新株引受権の処理 株式に用益権の負担が課せられている場合においても、虚有権者と用益権者との間に新株引受権に関するなんらかの合意が存在するときは、これにしたがうべきことはいうまでも



## 資本の増加

ない（法187条4項）。問題は、合意が存しない場合の新株引受権の処理の方法である。法第187条はつぎのように定める。

(a) 新株引受権は虚有権者に属する。

(b) 虚有権者が新株引受権を売却したときは、用益権は、売却により取得した金額または売得金によって取得した財産の上におよぶ。

(c) 虚有権者が新株引受権の行使を怠ったとき（虚有権者が、株主に留保された申込期間の末日の8日前までに、新株引受権も行使せず、かつ新株引受権の売却をも行なわないときは、用益権者に対する関係において、新株引受権の行使を怠ったものとみなされる。令158条2項）は、用益権者は、新株の引受をなすため、または新株引受権を売却するため、虚有権者に代位することができる。しかし、虚有権者は、後者の場合においては、新株引受権の譲渡によって得られた金額の再投資を請求することができ、再投資によって取得された財産は用益権に服せしめられる（以上、法187条1項）。

(d) 新株は、その虚有権については虚有権者に、用益権については用益権者に属するものとされる。ただし、引受を実行しまたは完遂するために虚有権者または用益権者によって株金の払込がなされた場合においては、新株は、新株引受権の価額の限度においてのみ虚有権者および用益権者に属する。残余の新株は、株金を払込んだ者の完全な所有権に属する（同2項）。

## 法第188条〔新株引受権の行使期間〕

①引受権の行使のために株主に与えられる期間は、申込期間の初日から30日未満とすることができない。

②申込期間は、削減不能の引受権のすべてが行使されたときは、期間満了前に締切となる。

Loi Art. 188. — Le délai accordé aux actionnaires pour l'exercice du droit de souscription ne peut être inférieur à trente jours à

dater de l'ouverture de la souscription.

Le délai de souscription se trouve clos par anticipation, dès que tous les droits de souscription à titre irréductible ont été exercés.

〔解 説〕

新株を発行する場合には、会社は株主が新株引受権を行使しうよう所定の公示手続をとることを要する。すなわち、資金を公募しない会社については、新株引受権の行使期間（株式申込期間）の初日から 6 日前までに、施行令所定の通知書を法定公告掲載紙に公示し、同時に、記名株主に対しては配達証明付書留郵便をもって通知しなければならない（令 156 条 1 項 2 項 4 項）。資金を公募する会社については、同一の条件のもとに、法定公告掲載紙に通知書を掲載するほか、法定公報（全国版）にも一定の事項を公示しなければならない（令 156 条 3 項、159 条 1 項）（Mercadal et Janin, p. 584, 585）。株主は、右の公示がなされた後、6 日を経過した日から開始する申込期間内に、新株引受権を行使しないときは権利を失う。この期間は 1935 年 8 月 8 日の命令第 1 条第 2 項においては 2 週間を下ることができないものとされていたが、株式が広く分布している会社についてはこの期間は短かすぎるので、新法では延長され 30 日未満とすることができないことに改められた（Trouillat, p. 416）。なお、新法においては、削減不能の新株引受権のすべてが行使されたときは、申込期間を締切とすることができる旨の規定が新設された（法 188 条 2 項）。

法第 189 条〔新株発行についての公示〕

会社は、申込の開始に先立ち、公示手続を行なわなければならない。その態様は命令でこれを定める。

Loi Art. 189. — La société accomplit, avant l'ouverture de la souscription, des formalités de publicité dont les modalités sont

資本の増加

fixées par décret.

**令第156条〔新株発行の通知および公告〕**

① 新株の発行およびその態様については、以下の記載事項を含む書面によって、株主に知らせなければならない。

- 1° 商号、略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額
- 4° 本店所在地
- 5° 会社の商業登記簿および国立経済調査統計局における登録番号
- 6° 増加する資本の額
- 7° 株式申込期間の始期および終期
- 8° 新株につき株主が優先的引受権を有する旨、およびこの権利行使の要件
- 9° 金銭出資株式の券面額、発行超過額があるときはその金額
- 10° 引受けた株式につき即時に払込むべき金額
- 11° 払込金を受領する公証人の氏名および役場の所在地、または銀行の商号および本店所在地、資金が預金供託金庫に寄託されるべきときはその旨の記載
- 12° 資本の増加に現物出資が含まれているときはその概要、評価およびこれに対して与えられる株式、ただし、この評価および与えられる株式が仮りのものである旨の付記

②この通知書の記載事項は、申込期間の初日から少なくとも6日前までに、本店所在地の存する県で発行される法定公告掲載紙に公示しなければならない。

③会社が資金を公募するときは、前項のほか、申込期間の初日から少なくとも6日前までに、法定公報（全国版）にも通知書を掲載しなければならない。

④会社が資金を公募しないときは、通知書の記載事項は、前2項と同一の期間内に、配達証明付書留郵便をもって、記名株主に通知しなければならない。

Déc. Art. 156. — Les actionnaires sont informés de l'émission d'actions

nouvelles et de ses modalités par un avis contenant notamment les indications suivantes :

- 1° La dénomination sociale, suivie le cas échéant de son sigle ;
- 2° La forme de la société ;
- 3° Le montant du capital social ;
- 4° L'adresse du siège social ;
- 5° Les numéros d'immatriculation de la société au registre du commerce et à l'institut national de la statistique et des études économiques ;
- 6° Le montant de l'augmentation du capital ;
- 7° Les dates d'ouverture et de clôture de la souscription ;
- 8° L'existence, au profit des actionnaires, du droit préférentiel de souscription aux actions nouvelles ainsi que les conditions d'exercice de ce droit ;
- 9° La valeur nominale des actions à souscrire en numéraire et, le cas échéant, le montant de la prime d'émission ;
- 10° La somme immédiatement exigible par action souscrite ;
- 11° Le nom et la résidence du notaire ou la dénomination sociale et le siège de la banque qui recevra les fonds provenant des souscriptions ; le cas échéant, l'indication que les fonds seront déposés à la caisse des dépôts et consignations ;
- 12° Le cas échéant, la description sommaire, l'évaluation et le mode de rémunération des apports en nature compris dans l'augmentation du capital, avec l'indication du caractère provisoire de cette évaluation et de ce mode de rémunération.

Cet avis est publié six jours au moins avant la date d'ouverture de la souscription, dans un journal d'annonces légales du département du siège social.

Si la société fait publiquement appel à l'épargne, l'avis est en outre inséré dans une notice publiée au Bulletin des annonces légales obligatoires, six jours au moins avant la date d'ouverture de la souscription.

Si la société ne fait pas publiquement appel à l'épargne, les indications contenues dans l'avis sont en outre portées, dans le même délai, à la connaissance des titulaires d'action nominatives, par lettre recommandée

資本の増加

avec demande d'avis de réception.

#### 令第157条〔公示の免除〕

株主総会が株主の優先的引受権を排除することを決議したときは、前条の規定はこれを適用しない。

Déc. Art. 157. — Lorsque l'assemblée générale a décidé de renoncer au droit préférentiel de souscription des actionnaires, les dispositions de l'article précédent ne sont pas applicables.

#### 令第159条〔命令第156条第3項の通知書の記載事項〕

①命令第156条第3項の通知書には、以下の事項を記載しなければならない。

- 1° 会社の目的の概要
  - 2° 会社の存続期間の満了の時期
  - 3° 発行済株式の種類およびその内容
  - 4° 定款において約定された特別利益およびその受益者
  - 5° 株主総会への出席および議決権行使の条件、二重議決権が付与されるときは、その付与に関する規定の付記
  - 6° 株式の譲渡が制限されているときは、それに関する定款の条項
  - 7° 利益配当、準備金の設定および残余財産の分配に関する規定
  - 8° (1969年12月24日法律第69—1226号により改正)《発行済の転換社債があるときはその額、所持人に与えられた転換請求権行使の期間または随時に転換を請求しうるものであるときはその旨、および転換の基礎》
  - 9° 前号以外の既発行社債の未償還額およびその担保
  - 10° 会社による保証付の借入証書が発行されているときはその額、もしこの借入証書の一部が保証付であるときはその額
- ②この通知書には、会社の署名がなければならない。

Déc. Art. 159.—La notice visée à l'article 156, alinéa 3, contient les indications suivantes :

- 1° L'objet social, indiqué sommairement ;
- 2° La date d'expiration normale de la société ;
- 3° Les catégories d'actions émises et leurs caractéristiques ;
- 4° Les avantages particuliers stipulés par les statuts au profit de toute personne ;
- 5° Les conditions d'admission aux assemblées d'actionnaires et d'exercice du droit de vote ainsi que, le cas échéant, les dispositions relatives à l'attribution du droit de vote double ;
- 6° Le cas échéant, les clauses statutaires restreignant la libre cession des actions ;
- 7° Les dispositions relatives à la répartition des bénéfiques, à la constitution des réserves et à la répartition du boni de liquidation ;
- 8° (Décr. n° 69-1226 du 24 déc. 1969) 《Le cas échéant, le montant des obligations convertibles en actions antérieurement émises, les délais d'exercice de l'option accordée aux porteurs ou l'indication que la conversion peut avoir lieu à tout moment, et les bases de conversion》；
- 9° Le montant non amorti des autres obligations antérieurement émises et les garanties dont elles sont assorties ;
- 10° Le montant, lors de l'émission, des emprunts obligataires garantis par la société ainsi que, le cas échéant, la fraction garantie de ces emprunts.

La notice est revêtue de la signature sociale.

#### 令第 160 条 [貸借対照表の公示]

①会社の法定代表者が原本と同一である旨を証明した最終の貸借対照表の 1 通の写しを、前条に定める通知書に添付して公示しなければならない。

②(1968年1月2日命令第68—25号により改正)《最終の貸借対照表が法定公報(全国版)にすでに公示されているときは、前項の貸借対照表の写しの公示は、すでになされた公示を参照すべき旨の記載をもって代えることができる。貸借対照表がまったく作成されていないときは、通知書にその旨を記載しなければならない

資本の増加

ない。》

Déc. Art. 160. — Une copie du dernier bilan, certifiée conforme par le représentant légal de la société, est publiée en annexe à la notice visée à l'article précédent.

(Décr. n° 68-25 du 2 janv. 1968) 《Si le dernier bilan a déjà été publié au Bulletin des annonces légales obligatoires, la copie de ce bilan peut être remplacée par l'indication de la référence de la publication antérieure. Si aucun bilan n'a encore été établi, la notice en fait mention.》

#### 令第161条〔目論見書および回状〕

①株式の発行を公衆に知らせる目論見書および回状には、第159条に定める通知書の記載事項を転記し、かつその通知書を法定公報（全国版）に掲載した旨を記載し、あわせて通知書が公示された法定公報（全国版）の番号を参考として付記しなければならない。

②掲示および新聞紙への広告には、通知書と同一の記載事項または少なくともその抜萃を転記し、参考として通知書が法定公報（全国版）に掲載されている旨、およびそれが公示された法定公報（全国版）の番号を付記しなければならない。

Déc. Art. 161. — Les prospectus et circulaires informant le public de l'émission d'actions reproduisent les énonciations de la notice prévue à l'article 159 et contiennent la mention de l'insertion de ladite notice au Bulletin des annonces légales obligatoires avec référence au numéro dans lequel elle a été publiée.

Les affiches et les annonces dans les journaux reproduisent les mêmes énonciations ou au moins un extrait de ces énonciations avec référence à la notice et indication du numéro du Bulletin des annonces légales obligatoires dans lequel elle a été publiée.

## 令第 162 条〔公示手続を行なう者〕

金銭出資による新株の発行にもとづく資本増加の場合に関する命令第 156 条、第 159 条および第 160 条に定められた手続は、取締役会または董事会の委任をうけた者にこれを行なわせることができる。

Déc. Art. 162. — Les formalités prévues par les articles 156, 159 et 160 en cas d'augmentation du capital par émission d'actions nouvelles à souscrire en numéraire, sont accomplies par le mandataire du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas.

## 〔解 説〕

1. 総 説 会社は、株主に対し、資本の増加の決定と新株の申込の態様を知らせるため、申込の開始に先立ち、各種の公示手続を行なうことを要する（法 189 条）。ただし、特別総会の決議をもって、株主の新株引受権が排除され、新株が特定の者に割当てられる場合には、会社は公示手続を免除される（令 157 条）。公示手続は、取締役会または董事会の受託者（社長、取締役またはとくにそのために選任された者）がこれを行なう（令 162 条）。公示手続の範囲は、その会社が資金非公募集社であるか、公募会社であるかにより異なる。

2. 非公募集社の公示手続 資金非公募集社の公示手続は、施行令第 156 条第 1 項に定める通知書の法定公告掲載紙への掲載と、記名株主への郵便による通知によって行なわれる。

(1) 法定公告掲載紙への通知書の掲載 会社は、新株の申込期間の少なくとも 6 日前までに、施行令第 156 条第 1 項に定める事項（1 号ないし 2 号）を記載した通知書を、本店所在地の存する県で発行される法定公告掲載紙に公示しなければならない（令 156 条 2 項）。

(2) 記名株主への郵便による通知 上述の通知書の記載事項は、新株の申込期間の少なくとも 6 日前までに、配達証明付書留郵便をもって、記名株主に対してこれを通知しなければならない（同 4 項）。



## 資本の増加

**3. 公募会社の公示手続** 資金公募会社の公示手続は、施行令第156条第1項に定める通知書の法定公告掲載紙への掲載、同条第3項に定める通知書の法定公報（全国版）への掲載、有価証券報告書（note d'information）の作成および備置によって行なわれるほか、目論見書および回状等についても規制が行なわれている。

(1) 法定公告掲載紙への通知書の掲載 非公募会社の場合と同一なので省略する。

(2) 法定公報（全国版）への通知書の掲載 会社は、新株の申込期間の少なくとも6日前までに、施行令第156条第1項に定める事項ならびに第159条第1項に定める事項（1号ないし10号）を記載した通知書を、法定公報（全国版）に公示しなければならない（令156条3項、159条1項）。この通知書には、会社を代表すべき者の署名があることを要する（令159条2項）。最終の貸借対照表が法定公報（全国版）にすでに公示されている場合を除き、上述の通知書には、会社の法定代表者が原本と同一である旨を証明した最終の貸借対照表の写しを添付して公示しなければならない。すでに最終の貸借対照表の公示がなされているときは、その公示を参照すべき旨の記載をもってこれに代えることができる。貸借対照表がまったく作成されていないときは、その旨を通知書に記載しなければならない（令160条）。

(3) 有価証券報告書の備置 資金公募の方法により新株を発行する会社は、その申込に先立ち、公衆に情報を開示するための、会社の組織、財政状況、営業活動の経過を記載した文書（有価証券報告書）を作成し、印刷に付さなければならない（1967年9月28日命令第67—833号第6条第1項）。この報告書の草案は、証券取引委員会（Commission des opérations de bourse, C. O. B.）による事前の審査に付される。C. O. B. は、報告書記載事項の一部の修正、記載の補充などを命じることができ、また、会社の現状、営業活動、決算について説明を求め、あるいは現場での審査を行なうこともできる。C. O. B. は、会社がC. O. B. の命ずる行為を履行しなかった場合には、草案の承認を拒否することができるほか、承認の拒否について広汎な裁量権を有する（命令67—833号7条）。C. O. B. が草案を承

認したときは、会社は有価証券報告書を印刷し、それを本店ならびに新株募集取扱人の営業所において公衆の閲覧に供することを要する（命令67—833号6条3項）。

有価証券報告書に関する規定に違反した場合でも、新株の発行無効を生ずることはないが、有価証券報告書を作成せず、もしくはその草案につき C. O. B. の承認をえないで、または上述の命令第6条および第7条の定める条件にしたがい公衆に提供することなく、新株を故意に発行し、募集しまたは売出した社長、取締役、副社長、業務執行者、監事会構成員または董事会構成員ならびに新株を募集した者および売出した者は、会社法第483条に定める刑（10,000フラン以上72,000フラン以下の罰金）に処せられる（命令67—833号10条1項）。

(4) 目論見書、回状、告示 以上法定の公示手続のほか、会社は、新株の発行を成功させるための広告を行なうことができる。たとえば、目論見書 (prospectus)、回状 (circulaires)、掲示 (affiches)、新聞広告 (annonces) などがこれである。目論見書および回状には、法定公報（全国版）に公示した通知書の記載事項を転記し、あわせて、通知書の公示された法定公報（全国版）の番号を付記しなければならない（令161条1項）。掲示および新聞紙への広告には、法定公報（全国版）に公示した通知書の記載事項または少なくともその抜萃を転記し、あわせて、通知書の公示された法定公報（全国版）の番号を付記しなければならない（同2項）。掲示、目論見書および回状には、以上のほか、それを募集する者または会社代表者の署名を記載し、提供される新株の証券取引所への上場の有無、および上場される証券であるときはその証券取引所名を明記することを要する（法483条1項4号参照）。

4. 借入証書 (bons de caisse) 施行令第159条第1項第10号に、借入証書 (bons de caisse) の名が出てくるので、これについて若干解説する。借入証書は、資金調達の一方法として企業の発行する1種の流通証券 (effets négociables) であり、通常、無記名式とされている。社債と異なる点は、第1に、借入証書は短期借入金を表章するものであること、第2に、会社の資金需要に応じ随時発行されるものであること、第3に、かなり個性的な証券であり、借入金額、償還期限、利

## 資本の増加

率は、各証券ごとに個別的に定められることなどの諸点である。以上のような特色を有するので、またとくにそれが代替性ないし互換性に乏しい証券であることから、借入証書は、証券取引所に上場される株券のような有価証券 (valeurs mobilières) ではなく、むしろ手形その他の商業証券 (effets de commerce) に類似する。従来は、銀行以外の多くの企業においても借入証書が発行されていたが、1965年11月29日の法律により、1966年1月1日以降は税制上の特典が廃止されたため、借入証書を発行するのは、今日ではほとんど銀行にかぎられている。なお、公衆に対して発行される借入証書については、1937年8月25日の命令 (法律統令) により規制が行なわれている (Mercadal et Janin, p. 844 et s.)。

5. 刑事制裁 会社法第189条の適用によって作成しなければならない通知書をすべての公示手続に先立ち法定公報 (全国版) に掲載せず、または施行令第161条第1項第2項の規定に違反するなど法定の公示手続を怠って、公衆に対して新株を故意に発行し、募集しまたは売出した会社の社長、取締役、副社長または業務執行者に対しては、10,000フラン以上72,000フラン以下の罰金が課せられる (法483条)。

## 法第190条 [株式申込証]

株式引受契約は、命令の定める条件にしたがって作成された株式申込証によって確認される。

Loi Art. 190. — Le contrat de souscription est constaté par un bulletin de souscription, établi dans les conditions déterminées par décret.

### 令第163条 [株式申込証の記載事項および写しの交付]

①株式引受人またはその代理人は、株式申込証に日付を記載して署名し、かつその引受けた株式の数を文字で記載しなければならない。株式引受人またはその

代理人には、印紙の貼用を要しない証書として作成された株式申込証の 1 通の写しが交付される。

②株式申込証には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1° 商号，略号を定めたときはその付記
- 2° 会社の形態
- 3° 資本の額
- 4° 本店所在地
- 5° 商業登記簿の会社の登録番号
- 6° 会社の目的の概要
- 7° 増加する資本の額および増資の態様
- 8° 現物出資がなされるときは、金銭出資による新株の株金総額および現物出資によって払込まれる額
- 9° 払込金を受領する者の氏名または名称とその取扱場所
- 10° 株式引受人の氏名および住所ならびにその者により引受けられた株式の数
- 11° 株式申込証の 1 通の写しが株式引受人に交付された旨の記載
- 12° 命令第 159 条に定める通知書を掲載した法定公報（全国版）の発行年月日

Déc. Art. 163.— Le bulletin de souscription est daté et signé par le souscripteur ou son mandataire qui écrit en toutes lettres le nombre de titres souscrits. Une copie de ce bulletin établie sur papier libre lui est remise.

Le bulletin de souscription énonce :

- 1° La dénomination sociale, suivie le cas échéant de son sigle ;
- 2° La forme de la société ;
- 3° Le montant du capital social ;
- 4° L'adresse du siège social ;
- 5° Le numéro d'immatriculation de la société au registre du commerce ;
- 6° L'objet social, indiqué sommairement ;
- 7° Le montant et les modalités de l'augmentation du capital ;
- 8° Le cas échéant, le montant à souscrire en actions de numéraire et

## 資本の増加

le montant libéré par les apports en nature ;

9° Le nom ou la désignation sociale et l'adresse de la personne qui reçoit les fonds ;

10° Les nom, prénom usuel et domicile du souscripteur et le nombre des titres souscrits par lui ;

11° La mention de la remise au souscripteur d'une copie du bulletin de souscription ;

12° Le cas échéant, la date de la publication au Bulletin des annonces légales obligatoires de la notice prévue à l'article 159.

## 〔解説〕

株式申込証の記載事項、株式引受人に対する写しの交付など、新株発行の場合の株式申込証に関する会社法第190条および施行令第163条の規定は、会社の設立の場合の株式申込証に関する会社法第76条および施行令第61条の規定をほとんどそのまま踏襲しているので、本条においては重複をさけ、若干の補充的説明を付加するとどめる（法76条の解説〔p. 382 以下〕参照）。

株式申込証は、多くの場合、発行会社自身がこれを作成せず、その作成は専門の印刷業者に委ねられ、その案文は株金払込取扱幹事銀行との協同作業によって定められる（Gourbeix, p. 30）。

株式申込証は、印紙を貼用すべき用紙をもって作成するものとされており（租税一般法典879条）、その税額は、現在、21 cm×29.7 cm 判の用紙1枚につき、5フランとされている（Mercadal et Janin, p. 589）。この印紙税は、発行会社が所轄の印紙税登録事務所（bureau d'enregistrement）に対し、一定の書式による申請書を提出しその許可をうけることにより、これをまとめて後納する途が開かれている（Gourbeix, p. 32）。

資金公募の方法により新株を発行するときは、1972年1月11日の証券取引委員会（C. O. B.）の通達により、有価証券報告書概要（un abrégé de note d'information）の概要または略式有価証券報告書（note d'information simplifiée）を、

株式申込証に添付しなければならないものとされている。なお、有価証券報告書概要は、1972年1月11日の C. O. B. の通達により、1972年3月1日以降、発行会社に対し作成を義務づけたもので、主として証券投資の専門家を対象とする有価証券報告書とは別に、大衆向けに重要な情報をまとめて記載した文書である。また、略式有価証券報告書は、同じく1972年1月11日 C. O. B. 通達により、誠実に情報開示を行ない、とくに年次営業報告書が整備されている会社に対して、それをもって有価証券報告書に代えることを認めたところの、簡略化された有価証券報告書である (Mercadal et Janin, p. 589, 586)。

#### 法第 191 条 [株式の払込、資金の寄託および払戻]

①金銭出資株式は、その引受にさいして、券面額の4分の1以上が、発行超過額があるときはその全額を加えて、払込まなければならない。残余の払込は、資本の増加が確定した日から5年以内に、1回または数回に分けてこれを行なわなければならない。

②前項の場合には、第77条第1項の規定が適用される。株式払込金の払戻は、引受および払込を認証する公証人への申告後、かつ払込金の寄託の日から3日を経過した後に、会社の受任者によって行なうことができる。

③申込期間の開始後6ヵ月以内に資本の増加が実施されないときは、第83条第2項の規定が適用される。

Loi Art. 191. — Les actions souscrites en numéraire sont obligatoirement libérées, lors de la souscription, d'un quart au moins de leur valeur nominale et, le cas échéant, de la totalité de la prime d'émission. La libération du surplus doit intervenir, en une ou plusieurs fois, dans le délai de cinq ans à compter du jour où

## 資本の増加

L'augmentation du capital est devenue définitive.

Les dispositions de l'article 77, alinéa 1<sup>er</sup>, sont applicables. Le retrait des fonds provenant des souscriptions en numéraire peut être effectué par un mandataire de la société, après la déclaration notariée constatant la souscription et les versements et à l'expiration d'un délai de trois jours francs à compter de leur dépôt.

Si l'augmentation de capital n'est pas réalisée dans le délai de six mois à compter de l'ouverture de la souscription, il peut être fait application des dispositions de l'article 83, alinéa 2.

### 令第164条〔命令第62条の準用〕

①株式払込金は、命令第62条の定める条件にしたがってこれを寄託しなければならない。

②株式引受人名簿は、同条に定める条件にしたがってこれを作成し、寄託し、閲覧に供しなければならない。

Déc. Art. 164.— Les fonds provenant des souscriptions en numéraire sont déposés dans les conditions prévues à l'article 62.

La liste des souscripteurs est établie, déposée et communiquée dans les conditions également prévues audit article.

### 令第165条〔保管者が公証人でない場合の株式払込金の払戻〕

株式払込金の保管者が、引受および払込の申告を受理する公証人でないときは、会社の受任者は、払込金の払戻に先立ち、申告が法令にしたがってなされた旨の、申告を受理した公証人の認証ある証明書を保管者に交付しなければならない。

Déc. Art. 165.— Lorsque le dépositaire des fonds n'est pas le notaire qui reçoit la déclaration de souscriptions et de versement, le mandataire de la société doit, préalablement au retrait des fonds, remettre au

dépositaire un certificat par lequel le notaire ayant reçu la déclaration atteste que celle-ci a été faite conformément à la loi et aux règlements.

### 〔解 説〕

1. **金銭出資株式の払込** 金銭出資株式は、その引受にさいして、株主総会の決議により、またはその授権にもとづき取締役会もしくは董事会の決定するところにしたが、券面額の4分の1以上が払込まれることを要する。新株が発行超過額を加えて発行されるときは、その全額も同時に払込まなければならない。券面額と第1回払込額（発行超過額を除く）との差額、すなわち残余の金額（surplus）については、株主は、取締役会または董事会の払込請求にもとづき、1回または数回に分けて払込まなければならない。その期間は、資本の増加が確定した日、すなわち公証人に対し、株式の引受および払込が行なわれた旨の申告をした時（令168条）から5年内とされている（法191条1項）。なお、金銭出資株式の引受および払込の一般的な内容については、法第75条の解説（p. 369 以下）を参照されたい。

2. **株式払込金の寄託** 金銭出資株式の払込金および各引受人による払込金額を付記した株式引受人名簿は、会社の計算において、施行令第156条第1項の定める新株発行の通知書に記載されている（同条1項11号）公証人、銀行または預金供託金庫にこれを寄託しなければならない（法191条2項1文、令164条、法77条1項、令62条1項）。この寄託は、払込金を受領したときから8日以内にこれを行なわなければならないが、払込金が銀行その他の金融機関または証券取引員によって受領されたときは、このかぎりではない。このような例外が認められる理由は、払込取扱銀行が各支店から母店に払込金を集中する事務を行なう時間的余裕を与えるためである（令164条1項、62条2項）。払込金の受寄者は、その払込金が払戻されるまで、株式を引受けたことを証明するすべての引受人に対し、株式引受人名簿を閲覧させなければならない。閲覧を請求する者は、名簿を調査し、かつその費用を負担して名簿の写しの交付を求めることができる（令164条2項、62条3項）。



## 資本の増加

**3. 株式払込金の払戻** 金銭出資株式の引受にもとづく株式払込金の払戻は、引受および払込を認証する公証人への申告ののち、かつ、払込金の寄託の日から3日を経過したのちに、会社の受任者によってこれを行なうことができる（法191条2項2文）。設立の場合と異なり（法83条1項）、払込金の払戻については、商業登記簿への資本増加の記入手続を経たことは要件とされていない。

株式払込金の保管者が引受および払込の申告を受理する公証人以外の者であるときは、払込の払戻を行なおうとする会社の受任者は、公証人への申告という、前提となる手続が完了していることを証明しなければならない。そのため、会社の受任者は、公証人が申告を受理しかつその内容が法令に適合している旨を認証するところの公証人の作成した証明書を、払込金の保管者に対し交付しなければならない。払込金の保管者は、この証明がなされた場合にかぎり、資金の払戻に応じることができる（令165条）。

**4. 資本の増加が実施されなかった場合** 金銭出資株式の申込期間が開始したのち6カ月以内に、引受および払込を認証する公証人に対する申告が行なわれなかったときは、払込金から配分の費用を控除した額が株式引受人に返還される。すべての株式引受人は、その払戻を行なう受任者の選任を裁判所に請求することができる。この受任者は、即決審理をもって決定する会社の本店所在地を管轄する商事裁判所長によって選任される（法191条3項、83条2項、令71条2項）。

### 法第192条〔株式の引受、払込および相殺による払込が行なわれた旨の申告書〕

株式の引受、払込および金額が確定しかつ引受当時弁済期にある債権との相殺による払込があったことは、取締役会もしくは董事会またはこれらの受任者の申告にもとづき、公正証書として作成された申告書によって証明されなければならない。

Loi Art. 192. — Les souscriptions, les versements et les libérations d'actions par compensation avec des créances liquides et exigibles sur la société sont constatés par une déclaration notariée émanant, suivant le cas, soit du conseil d'administration ou de son mandataire, soit du directoire ou de son mandataire.

**令第 166 条**〔相殺による払込についての精算書の作成・添付〕

新株が会社債務との相殺によって払込済となったときは、その債務について、取締役会または董事会は精算書を作成し、正確であることの会計監査役の証明を付して、これを会社法第 192 条に定められた引受および払込が行なわれた旨の申告書に添付しなければならない。

Déc. Art. 166. — Si les actions nouvelles sont libérées par compensation avec des dettes de la société, celles-ci font l'objet d'un arrêté de compte établi par le conseil d'administration ou le directoire, selon le cas, certifié exact par les commissaires aux comptes et joint à la déclaration de souscriptions et de versement prévue à l'article 192 de la loi sur les sociétés commerciales.

**令第 167 条**〔申告書への添付書類〕

引受および株金の払込が行なわれた旨の申告書には、引受人名簿、ならびに資本の増加を授権しまたは決定しかつその態様を定めた決議の議事録の原本と同一である旨の証明ある写しの 1 通を添付しなければならない。

Déc. Art. 167. — A la déclaration de souscriptions et de versement des fonds, sont annexées la liste des souscripteurs et une copie certifiée conforme des délibérations ayant autorisé ou décidé l'augmentation du capital et fixé ses modalités.

## 資本の増加

### 令第168条〔資本増加の効力発生時期〕

金銭出資株式の発行による資本の増加は、引受および株金の払込の申告の時からその効力を生ずる。

Déc. Art. 168. — L'augmentation du capital par émission d'actions à souscrire en numéraire est réalisée à compter de la déclaration de souscriptions et de versement des fonds.

### 〔解説〕

1. 総説 株式の引受、払込、および会社に対する債権との相殺による払込があったことは、取締役会または董事会の申告にもとづき、公正証書として作成された申告書によって証明されなければならない（法192条）。したがって、取締役会または董事会の会議は、公証人の面前において開催されることを要する。この会議の議事録は、公署証書として作成される（Mercadal et Janin, p. 591）。もともと、このような手続は煩雑であるため、これを回避する途が開かれている。すなわち、取締役会または董事会は、1名の受任者（取締役会または董事会構成員たることを要しない）を選任し、この者に株式の引受および払込が行なわれた旨を公証人に申告する権限を委ねることができるからである（法192条）。ただし、この場合には、受任者を選任する取締役会または董事会の会議の議事録は、公正証書をもって作成されることを要するものと解される（Civ. 30 oct. 1928, D. P. 1930. 1. 9 note Chéron）。

2. 相殺による払込 会社設立の場合においては、相殺による払込は許されないが（法75条の解説〔p. 381〕参照）、金銭出資新株の発行による資本の増加の場合には、一定の条件のもとに会社に対する債権との相殺による払込が許されている（法192条）。相殺による払込をなしうるためには、株式引受人が会社に対し、金額が確定し（liquide）かつ引受当時弁済期にある（exigible）債権を有することが必要である。債権がこの2つの要件を欠くときは相殺は認められず、現物出資の対象となりうるにすぎない。

新株が会社の債務との相殺によって払込まれたときは、取締役会または董事会は、その債務について精算書 (arrêté de compte) を作成しなければならない。この精算書については、会計監査役の正確である旨の証明があることを要し、かつ、株式の引受および払込が行なわれた旨の公正証書として作成された申告書にこれを添付しなければならない (令166条)。会計監査役による証明の日付は、必ずしも公正証書として作成された申告書の日付と同一である必要はなく、それ以前であってもさしつかえない。

相殺による払込は、準備金をもって填補したのちの損失が資本の額を超える場合、または資産が負債に満たない場合においても、これを行なうことができる (Cass. com. 7 fevr. 1972, Bull. IV. 44. cité par Mercadal et Janin, p. 590)。

**3. 申告書の添付書類** 株式の引受および払込が行なわれた旨の公正証書として作成された申告書には、つぎの書類を添付することを要する (令 166 条, 167条)。

①株式引受人名簿

②資本の増加を授權しまたは決定し、かつその態様を定めた株主総会、取締役会または董事会の決議の議事録の、原本と同一である旨の証明ある写し 1 通

③相殺による払込ある場合に作成された精算書

**4. 資本増加の効力発生時期** 金銭によって払込まれる株式の発行による資本の増加は、公証人に対し、取締役会もしくは董事会またはその受任者が、株式の引受および払込が行なわれた旨の申告をなした時に、その効力を生ずる (令 168条)。引受および払込の申告とよばれるこの申告は、公署証書において行なわれる。これは資本の増加を確定的に終了させる要式行為である (Gourbeix, p. 48)。この時に、定款変更の効力が生じ、また、引受けられた株式に未払込金額が存する場合においては、それを全額払込済とすべき 5 年の期間 (法 191 条 1 項) の始期としての意味をももつ。

**5. 資本増加に関する公示手続** (1) 法定公告掲載紙への公示 資本の増加は定款の変更にあたるから、会社の本店所在地の存する県において発行される法定公告掲載紙にその旨を掲載しなければならない (令 187 条 1 項, 285 条 1

## 資本の増加

項)。

(2) 商事裁判所書記局への書類の提出 商業登記所を監督する商事裁判所書記局へ以下の書類を提出することを要する(商業登記に関する命令58条以下)。

①資本の増加を決定または授権した特別総会議事録の原本と同一である旨の証明ある写し2通(ただし、原則としてこの書類の提出は会日より1カ月以内とされているので、未だ提出されていない場合にかぎる)

②総会の授権にもとづき、資本の増加を実施するために行なわれた取締役会または董事会の決定の原本と同一である旨の証明ある写し2通

③株式の引受および払込が行なわれた旨の公正証書として作成された申告書の謄本2通(商業登記に関する命令58条以下にはこの旨の明示の規定が存しないが、当然必要と思われる。Mercadal et Janin, p. 593)

④定款の変更を目的とする株主総会、取締役会または董事会の決議の原本と同一である旨の証明ある写し2通(ただし、定款の変更が上記①ないし③の文書において行なわれていない場合にかぎる)

⑤定款の変更が法令に適合してなされたことを確認するところの、取締役および副社長(または監事会および董事会構成員)の署名した申告書の謄本2通(法6条1項3項, 令95条, 115条)

⑥最新の定款の原本と同一である旨の証明ある写し2通

(3) 商業登記簿への変更記入

(4) 商事公報への掲載 この掲載は、商事裁判所書記がこれを行なう。

(5) 税務官庁への申告 会社の本店所在地を管轄する直接税監督官 (inspecteur des contribution directe) 等に対し、定款の変更(資本の増加)を行なった旨を記載し、原本と同一である旨の証明ある写し1通を提出しなければならない(租税一般法典付表IV23Aおよび23B)。この申告は、通常郵便でこれを行なうことができるが、これには、公証人により交付される株式の引受および払込が行なわれた旨の申告書の写し1通、および資本の増加が行なわれた旨の掲載されている法定公告掲載紙の謄本1通を添付しなければならない(Gourbeix, p. 58)。

**法第 193 条〔現物出資および特別利益〕**

①現物出資がなされまたは特別利益の約定がなされた場合においては、社長または理事会長の請求にもとづき、1人または数人の出資検査役が、裁判所の決定によって選任されなければならない。出資検査役は第 220 条に定める欠格事由の適用をうける。

②出資検査役は、その責任のもとに現物出資および特別利益の価額を評価する。その報告書は、命令の定める条件にしたがって株主の閲覧に供さなければならない。第 82 条の規定は特別総会にこれを適用する。

③総会が現物出資の評価および特別利益の付与を承認したときは、総会は資本増加の実施を確認する。

④総会が現物出資の評価および与えられる特別利益を削減するときは、現物出資をなす者、特別利益の受益者またはこれらの事項につき権限ある受任者による修正についての明示の承諾があることを要する。承諾がえられないときは、資本の増加は実施されない。

⑤現物出資株式は、その発行の時に全額払込済となる。

Loi Art. 193.— En cas d'apports en nature ou de stipulation d'avantages particuliers, un ou plusieurs commissaires aux apports sont désignés, par décision de justice, à la demande du président du conseil d'administration ou du directoire, selon le cas. Ils sont soumis aux incompatibilités prévues à l'article 220.

Ces commissaires apprécient, sous leur responsabilité, la valeur des apports en nature et les avantages particuliers. Leur rapport est mis à la disposition des actionnaires dans les conditions déterminées par décret. Les dispositions de l'article 82 sont applicables à l'assemblée générale extraordinaire.

Si l'assemblée approuve l'évaluation des apports et l'octroi d'avantages particuliers, elle constate la réalisation de l'augmentation

資本の増加

du capital.

Si l'assemblée réduit l'évaluation des apports ainsi que la rémunération d'avantages particuliers, l'approbation expresse des modifications par les apporteurs, les bénéficiaires ou leurs mandataires dûment autorisés à cet effet, est requise. A défaut, l'augmentation du capital n'est pas réalisée.

Les actions d'apport sont intégralement libérées dès leur émission.

令第169条〔現物出資および特別利益についての出資検査役の選任および報告書〕

①現物出資がなされまたは特別利益の約定がなされた場合においては、命令第64条に定める条件にしたがい、出資検査役を選任してその職務を行なわせなければならない。

②出資検査役の報告書は、特別総会の会日の少なくとも8日前に、会社の本店に備置いて株主の閲覧に供しなければならない。

Déc. Art. 169. — En cas d'apports en nature ou de stipulation d'avantages particuliers, les commissaires aux apports sont désignés et accomplissent leur mission dans les conditions prévues à l'article 64.

Le rapport des commissaires aux apports est tenu au siège social, à la disposition des actionnaires, huit jours au moins avant la date de l'assemblée générale extraordinaire.

〔解説〕

1. 総説 金銭出資新株が発行される場合と異なり、現物出資による資本の増加は、現在の資本が全額払込済となっていない場合でもこれを行なうことができる。

現物出資に先立ち、会社と1人または数人の現物出資者との間で、現物出資契

約の草案について検討が行なわれる。この文書の主要な事項は、現物出資の対象となる財産の特定、確実性、評価ならびにその対価として発行される新株の数であり、もし株式の券面額が株式の実質価額を超えているときは現物出資超過額の決定、ならびに特別利益の約定の有無である。この草案が作成されると、現物出資契約について審議し、かつ会社の法定代表者またはその他の者に契約についての署名権限を与えるために、取締役会または董事会が招集される。この会議については議事録が作成され、原本と同一である旨の証明ある 1 通の写しが、現物出資契約の付属書類として添付されるのを通例とする。現物出資契約について署名がなされた場合でも、特別総会においてそれが承認された場合を除き、会社が義務を負担することはない (Mercadal et Janin, p. 595)。

**2. 出資検査役** (1) 出資検査役の選任 現物出資が行なわれる場合には、社長または董事会長の請求にもとづき、1 人または数人の出資検査役を裁判所の決定によって選任しなければならない。出資検査役は、会社法第 219 条に定める名簿に登録された会計監査役の資格を有する者または控訴院もしくは裁判所の作成した名簿の 1 つに登録された専門家の中からこれを選任することを要する (法 193 条 1 項, 令 169 条 1 項, 64 条 1 項 2 項)。その欠格事由については、会社設立の際における現物出資の場合と同様である (法 220 条)。

(2) 出資検査役の検査 出資検査役は、その責任において、現物出資および特別利益の価額を評価しなければならない (法 193 条 2 項)。出資検査役はその職務を遂行するため、1 人または数人の専門家を選任してその補佐をうけることができる (令 169 条 1 項, 64 条 3 項)。調査の結果は、これを報告書に記載することを要する。

(3) 検査役の報告書 出資検査役の報告書は、現物出資にもとづく資本の増加について決議する特別総会の会日の少なくとも 8 日前に、会社の本店に備置いて、株主の縦覧に供しなければならない (令 169 条 2 項)。会社設立の際の現物出資の場合と異なり、報告書の商事裁判所書記局への提出は義務づけられていない (令 65 条 1 項参照)。

**3. 現物出資に関する特別総会** (1) 議決権の制限 出資検査役の報告



## 資本の増加

書は、特別総会の判定に委ねられる。この特別総会においては、現物出資の承認の場合に関する会社法第82条の議決権制限の規定が適用される（法193条2項）。すなわち、第1に、すべての株主は10個以上の議決権を行使することができず、第2に、現物出資者が株主である場合には、その評価につき、自己のためにも、また他の者の代理人としても議決権を行使することができない。また、現物出資者の有する株式は、定足数ならびに多数の計算にこれを算入しない。数個の現物出資が行なわれる場合には、現物出資者の議決権制限は、自己の現物出資に関する決議についてのみ適用される。また、この制限は、現物出資者をその対象とするものであるから、現物出資者が会社である場合におけるその取締役や子会社が同時に現物出資をうける会社の株主である場合には適用されない（Mercadal et Janin, p. 597）。

(2) 評価額の減額が決議された場合 特別総会は、現物出資者またはとくにこの事項について権限を与えられている受任者の明示の同意がある場合には、現物出資の評価額を減額することができる。明文の規定はないが、総会による評価額減額の決定につき、現物出資者の同意があった旨は、これを総会議事録に記載すべきものと解すべきであろう（Mercadal et Janin, p. 599）。現物出資者の明示の同意が与えられなかったときは、資本の増加は実施されない（法193条4項）。

**4. 現物出資の過大評価** 現物出資の過大評価は総会の決議無効の原因とはされておらず、会社の業務執行担当者および出資検査役の損害賠償責任を生ぜしめるにすぎない（Mercadal et Janin, p. 600）。詐欺的に現物出資に対してその実価を超える評価をなさしめた者に対しては、1年以上5年以下の禁錮および2,000フラン以上40,000フラン以下の罰金を併科し、またはそのいずれか一方の刑に処する旨が規定されている（法452-1条、433条4号）。

**5. 現物出資による株式** 現物出資に対して交付される株式は、その発行の時に全額払込済となる（法193条5項）。現物出資株式は、資本の増加が商業登記簿に記入された時から2年を経過したのちでなければ、株券帳（souche）からこれを切りはなすことができず、また、これを流通させることができない。もともとこの期間中といえども、民法第1690条に定める指名債権譲渡の方法によりこれを譲渡することはさしつかえない。

現物出資による資本増加の公示手続は、金銭出資新株の発行による資本増加の場合とほぼ同様であるので省略する。

なお、現物出資一般については、法第80条の解説(p. 410 以下)を参照されたい。

### 法第 194 条 [新株の無償交付による資本増加]

準備金、利益または発行超過額の資本組入れによる新株の無償交付の場合には、これによる権利を譲渡または移転することができる。この権利は、用益権者の権利がおよぶものを除き、虚有権者に属する。

Loi Art. 194.— En cas d'attribution d'actions nouvelles aux actionnaires, à la suite de l'incorporation au capital de réserves, bénéfiques ou primes d'émission, le droit ainsi conféré est négociable ou cessible. Il appartient au nu-proprétaire, sous réserve des droits de l'usufruitier.

#### [解 説]

1. 総 説 株式会社は、準備金、利益または発行超過額の資本組入により、資本を増加することができる。第1に、計算書類に計上された準備金は、その種類（任意準備金、定款にもとづく準備金、再評価積立金または法定準備金）のいかんを問わず、すべて資本組入の対象とすることができる。ただし、従業員に属する「参加特別準備金」(réserve spéciale de participation) は、実質的には、従業員の会社に対する債権であるから、資本組入の対象から除外される。第2に、当該営業年度に生じた利益を、準備金として計上することなく、直ちに資本組入の対象としうる点については異論はないであろう。第3に、発行超過額、現物出資超過額および合併超過額は、ほぼわが国の資本準備金に相当し、資本取引から生じた準備金の一種であるから、これらも資本組入の対象となしうることはいうまでもない。

## 資本の増加

なお、準備金の資本組入による資本の増加を行なう場合については、金銭出資新株の発行による資本の増加の場合と異なり、それ以前に資本を全額払込済とすることを要しない (Mercadal et Janin, p. 601, 602)。

**2. 資本組入による資本増加の態様** 準備金等の資本組入による資本の増加には、既発行株式の券面額の引上げによる方法と、新株の無償交付による方法との2種類があるが、この双方を同時に実施することもできる。

(1) 券面額の引上げによる方法 この方法の長所は、端株の発生を回避しうる点にある。したがって、準備金等の資本組入れによる資本の増加が、たとえば旧資本 100 万フランを 100 万フラン増加して新資本を 200 万フランとするように整数倍で行なわれるのではなく、100 万フランを 120 万フランとするような場合に、券面額 100 フランを 120 フランに引上げるといようなかたちで利用される (Vuillermet et Hureau, p. 539)。反面、この方法は、株式 1 株あたりの実質的価値を変更するものではないので、上場会社にとっては、新株の無償交付の方法による場合のような、証券取引所における株式の相場を引下げ、取引を活発にするという効果を期待しえないという難点がある。しかし、長期的視野に立って考えると、たとえば、準備金の資本組入れによって株式の券面額を 100 フランから 200 フランに引上げ、しかるのち、適当な時期にこれを券面額 100 フランの株式 2 株に分割することにより、同一の結果をうることができる。券面額の引上げが行なわれた場合には、通常、スタンプをもって株券上に新しい券面額を表示するが、まれには新しい券面額を表示した新しい株券と交換する場合もある (Mercadal et Janin, p. 602)。

(2) 新株の無償交付による方法 (a) 原則 準備金等の資本組入れにより発行される新株は、従来の会社資本に対して有する株主の権利に比例して無償交付される。たとえば、券面額 100 フランの株式 2 万株を発行している資本の額 200 万フランの株式会社において、準備金の資本組入れにより 50 万フランの資本増加を行ない、券面額 100 フランの新株式 5,000 株を発行する場合には、旧株式 4 株に対し新株式 1 株の割合で無償交付が行なわれる (Mercadal et Janin, p. 602)。

この無償交付請求権は、金銭出資新株の発行による資本の増加の場合の株主の新株引受権と同様、強行法規 (ordre public) 的性格を有するものと解すべきであ

る。もっとも、株主の新株引受権については、特別総会の決議によりこれを排除する途が開かれているが、無償交付される株式は、株主が従来有していた旧株式の実質的価値の一部の分解によって生じたものであるから、特別総会の決議をもってしても、株主から無償交付請求権を奪いえない点で、新株引受権と性格を異にする (Vuillermet et Hureau, p. 539, 540)。

(b) 無償交付請求権の譲渡 旧株式 1 株につき新株式 1 株というような整数倍での無償交付が行なわれることは稀であり、多くの場合は、上記の設例のように旧株式 1 株につき新株式 4 分の 1 株というように、無償交付をうける権利に 1 株にみまない端数が生じる。会社法第 194 条は、この権利の端数整理を可能とすることを主な目的として、無償交付請求権の譲渡を認めている。この権利は、旧株式が譲渡しうるものである場合には、それと同様の方式（無記名株券の場合には、株券に添付されているクーポンの交付）によりこれを譲渡することができ、株式が証券取引所に上場されているときは、無償交付請求権を表章するクーポンも上場される (Vuillermet et Hureau, p. 539)。これに対し、たとえば設立または増資のときから 2 年の期間を経過していない現物出資株式のように、譲渡が禁止されている株式にもとづく無償交付請求権は、民法第 1690 条の規定にしたがい、指名債権譲渡の方式によってこれを移転することができる (Mercadal et Janin, p. 603)。

なお、無償交付請求権は新株引受権と異なり、一定の期間の経過により消滅することはない。この結果、株主が 1 株にみまない端数にあたる無償交付請求権の譲渡または取得を怠った場合には、その株主は、同様に端数の権利を有する他の株主と、無償交付新株につき共有関係に立つものと解すべきである (Vuillermet et Hureau, p. 542)。

(c) 旧株式が用益権の負担付である場合の無償交付請求権の処理 株式に用益権の負担が課せられている場合においても、虚有権者と用益権者との準備金等の資本組入にともなって発行される株式の無償交付請求権に関する合意が存するとき、無償交付請求権の処理がこれにしたがってなされるべきことはいうまでもない (法 187 条 3 項 4 項)。問題となるのはかかる合意が存しない場合の無償交付請求権の処理である。会社法第 187 条および第 194 条はつぎのように定める。

## 資本の増加

①無償交付請求権は虚有権者に属する。

②虚有権者が無償交付請求権を譲渡したときは、用益権は、譲渡により取得した金額または売得金によって取得した財産の上におよぶ。

③虚有権者が権利の行使を怠ったとき（虚有権者が、株式の無償交付手続の開始後3カ月を経てもなおその交付請求を行わず、権利の譲渡をもしないときは、用益権者に対する関係では、無償交付請求権の行使を怠ったものとみなされる。令158条2項）は、用益権者は、無償交付をうけるため、または無償交付請求権を譲渡するため、虚有権者に代位することができる。しかし、虚有権者は、後者の場合においては、無償交付請求権の譲渡によってえられた金額の再投資を請求することができ、再投資によってえられた財産は用益権に服せしめられる（法187条3項、1項）。

④無償交付された新株は、その虚有権については虚有権者に、用益権については用益権者に属するものとされる（法194条、187条3項、2項1文）。会社法第187条第2項第2文の、虚有権者または用益権者による株金の払込がなされた場合についての規定は、有償・無償抱合せ増資の場合についてのみ適用の余地があるものと解される。

**3. 無償交付の決定** 準備金の資本組入れによる資本の増加は、定款の変更を生ずるので、これを行なうには特別総会の決議を経ることを要する。ただし、特別総会はその実施を取締役会または董事会に授権することができる（法180条3項）。この特別総会については、会社法第180条第2項に明文の例外規定が設けられており、通常総会について定める定足数および多数（法155条）の条件にしたがって決議することができるものとされている。ただし、この規定は、通常総会の決議をもって準備金の資本組入れによる資本の増加を行ないうる旨を定めたものとみるべきではなく、したがって定足数および多数以外の条件については、特別総会に関する規定にしたがうことを要する。すなわち、すべての株主が総会参加権を有し（通常総会については会社は定款をもって最低株式数の保有条項を設けることができる。法165条1項）、また、株式が用益権の負担付であるときは、虚有権者が議決権を行使するものと解すべきである（Mercadal et Janin, p. 604）。

## 第 194 条

準備金等の資本組入れによる資本の増加は、特別総会、取締役会または董事会がそれを決定したとき、確定的なものとなる。

準備金の一部が、受益者持分所持人に属すべき利益の積立により構成されているときは、会社がこの準備金の資本組入れおよび受益者持分所持人に対する株式の無償交付を行なうには、受益持分所持人総会の承認をうけることを要する（1966年7月24日の法律により新設された1929年1月29日の法律8条の2・1項）。受益者持分所持人総会の承認がえられなかったときは、準備金のうち株式に属すべき部分だけを資本に組入れることができる。この場合においては、準備金のうち受益者持分所持人に属すべき部分は、会社解散の時ににおいて受益者持分所持人に対してのみ残余財産の分配として与えられる特別準備金として積立てなければならない。このほか、会社の存続中は、会社は、受益者持分所持人に対し、株主に属する準備金の資本組入れによって無償交付された株式に対する第1次配当と同じ割合で、この特別準備金に対応する第1次配当を行なわなければならない（同2項）。

転換社債が発行されている場合でも、会社は、準備金、利益または発行超過額の資本組入れを行なうことができる。この場合の転換社債権者の保護については、会社法第196条および施行令第171条ないし第173条に詳細な規定が設けられている。

なお、準備金等の資本組入れによる資本の増加の場合の公示手続も、金銭出資新株の発行による資本の増加の場合とほぼ同様なので省略する。

《金澤 理》